

# 范成大『石湖大全集』の亡佚と 『石湖居士詩集』の成立

戸崎 哲彦

## はじめに

范成大(1126-1193)、字は至能、号は石湖居士、南宋の平江府呉県(今の江蘇省蘇州市)の人。南宋四大家(陸游、楊万里、尤袤)の一人であり、その著に『石湖集』一三六卷(一に一三〇卷)、『呉船録』、『攬轡録』、『驂鸞録』、『桂海虞衡志』(各一卷、一に数卷)、『呉郡志』五〇卷、『梅菊譜』二卷、『成都古今丙記』一〇卷等がある。しかしこれらの著作は早くから一部あるいは大半が散佚しており、今日に足本として伝わるものはわずかに『梅菊譜』、『呉郡志』(重修本)のみである。また、書名、巻数にもすでに宋元の著録の間で異同があって多くの議論を呼んでいると同時に清代から盛んに輯佚が行なわれ、今日に至っている。『桂海虞衡志』もその一つであり、さきに筆者は先人の驥尾に附してその第一篇について輯佚、校勘の上、復元を試みた<sup>(1)</sup>。本稿ではその基礎に立って対象を范成大作品の全集『石湖集』に広げ、その成立、流伝、散佚およびその過程で改編、復刻された今本(清・顧嗣立刻本)『石湖居士詩集』三四巻の成立とその底本について考察を加え、編次の復元を試みる。また事跡等についても、于北山(1917-1987)『范成大年譜』(上海古籍出版社1987年<sup>(2)</sup>)。以下、于氏『年譜』と略称)、孔凡礼『范成大年譜』(齊魯書社1985年。以下、孔氏『年譜』と略称)の浩瀚な史料と緻密な考証による研究があるが、補足、修正すべき点はなお多い。

## I 『石湖先生大資參政范公文集』の自編と刊刻

范成大的『文集』の成立については、その友人である文豪楊万里(1127-1206)の「石湖先生大資參政范公文集序」<sup>(3)</sup>(以下、楊「集序」と略称する)、同じく友人であり姻戚関係もあった宰相周必大(1126-1204)の「資政殿大學士贈銀青光

(1)「范成大『桂海虞衡志』第一篇「志巖洞」の復元(上、下)―中国山水文学における“巖洞遊記”としての位置づけ」(『島大言語文化』第21、22号、2006年、2007年)。

(2)「前言」は1965年、出版は文革後。また「于北山年譜著作三種」として重印(上海古籍出版社、2006年)。

祿大夫范公成大神道碑」<sup>(4)</sup>（周「神道碑」と略称）に詳しい。

### 楊万里「范公文集序」と『石湖文集』自編の開始

楊万里は范成大的『集』に「序」を求められた時のことについて「集序」に次のようにいう。

予疇昔之晨，與客坐堂上，遙見一健步黃衣負一笈至庭下，呼而誡其奚自，曰：“自參政公范氏也。”發其笈，公之『文集』在焉。索其書讀之，則公之子莘叩頭請曰：“莘不天，不自責越，而先公一夕奄忽棄其孤。莘欲死而不敢者，有先公付託之重任在。方先公之疾而未病也，日夜手編其詩文，數年成集，凡若干卷。逮將易篋，執莘手而授之，且曰：‘吾集不可無序篇。有序篇，非序篇，寧無序篇也。今四海文字之友，惟江西楊誠齋與吾好且我知，微斯人，疇可以囑斯事。小子識之。’若莘則何敢請，而先公之治命不敢墜，惟先生哀而諾之。”予執書抱遺編而泣曰：……其世次、言行、職官，則有少保大觀文大丞相益國周公之銘詩在。紹熙五年六月十一日，誠齋野客廬陵楊萬里謹序。

「莘」は范成大的長子，周「神道碑」によれば当時「承務郎」。朝廷からの使者が遺児范莘より託された書簡と范成大『文集』（稿本）を持って楊万里を訪ねた<sup>(5)</sup>。その時期は「集序」の作られた紹熙五年（1194）六月十一日を下らない。合葬をすませた数箇月後のことである。范成大は紹熙四年九月五日に死去，六八歳。同年十二月十三日に先祖の墓地に故妻と合葬。周「神道碑」に見える。楊万里は紹熙三年九月から引退して故郷の「廬陵」吉州廬陵県（今の江西省吉安市）に家居しており，范家は平江府呉県（江蘇省蘇州市）に在った。

遺児范莘の言「方先公之疾而未病也，日夜手編其詩文，數年成集」によれば，父成大は「易篋」臨終の数年前から自己の文集の整理を始めていた。ただし成大は死去する前年に知太平州（安徽省当塗県）として赴任している。周「神道碑」に「紹熙三年，加資政殿大學，知太平州。公辭數四，優詔不允。下車踰月，幼女將有行而逝。公追悼切至，遂請納祿，復得洞霄而歸」といい，楊万里「范女哀辭」に「紹熙壬子五月，從公泛舟，之官當塗。至公舍得疾，旬日而逝。公

(3) 『誠齋集』卷 82、『全宋文（239）』（上海辭書出版社・安徽教育出版社 2006 年）卷 5322（p 234）。

(4) 『平園續稿』卷 22、『全宋文（232）』卷 5179（p 330）。

(5) 『全宋文（297）』卷 6766（p 99）は楊「序」中に引用する書簡中の言葉を范莘「與楊誠齋求序父集書」と題して収める。

哀痛不制。八月、命其同年生誠齋野客楊某作辭以哀之」という。また、楊万里の長子であり、当時、判潭州・荊湖南路安撫使周必大の幕下であった永州零陵県（湖南省永州市）主簿楊長孺（1159-1237?）<sup>(6)</sup>は『石湖詞』の「跋」<sup>(7)</sup>を書いており、それに作時を「紹熙壬子（三年）六月二日」と記しているから、依頼は同年六月以前、おそらく知太平州に赴任した五月以前である。そうならば詩文集の整理はすでに始まっていたかも知れない。そこで「數年成集」とは「紹熙三年」（1192）以前を指すと考えられる。たしかに范成大は成都時代に病気のために帰省を願い出て以後、淳熙五年（1178）に続いて九年から十五年（1188）まで、病気を理由に赴任を固辞して「提舉臨安府洞霄宮」となっている。提舉洞霄宮は老病であることを憂慮して与えられた祠祿官であり<sup>(8)</sup>、成大は郷里に居て静養していた。十五年十一月に知福州の命を受け、十六年正月に任に向かうが、「壽康皇内禪。公行至婺州（浙江金華）、稱疾、力請奉祠。從之」（周「神道碑」）、二月に光宗が即位したのを機に再び奉祠を願い出て許可され、故郷で静養を続ける。「方先公之疾而未病也」というから「手編其詩文」はすでにこの間に始まっていた可能性もあるが、その後、紹熙三年に至って知太平州を命ぜられ、赴任の道中で幼女が死去する。成大には「二女」がおり、死去したのは次女で、長女はすでに嫁していた。周「神道碑」に見える。次女は享年十七歳。この時、「公追悼切至、遂請納祿、復得洞霄而歸」、成大はただちに請願して再び提舉臨安府洞霄宮を得て郷里にとどまり、ついに死を迎える。「日夜手編其詩文」は赴任に同行させた幼女の夭逝が最も重大な契機となっていたのではなかろうか。また、范成大は『呉門志』五〇巻を編纂しているが、その記事も紹熙三年で終わっていたという。詳しくは後述。紹熙三年ならば足掛け二年であり、「數年」といってよい。「神道碑」によれば「妻和義郡夫人魏氏、前公幾月薨、至是耐焉」、妻魏氏が范成大の数箇月前に死去している。一年余の間に幼女、妻、本人が死去したわけである。このような肉親の相繼ぐ逝去が、病身の范成大到ますます死を意識させ、詩文の整理に向かわせたこと、同時に成

(6) 生卒年は北于山『楊万里年譜』（上海古籍出版社 2006 年）「楊長孺行實繫年」に拠る。

(7) 『永樂大典』巻 2266、『全宋文（297）』巻 6764（p.57）。「跋」に「長孺繫官二水、丞相益國周公羅致幕下」、周綸『周益國文忠公年譜』（『集』巻首）によれば紹熙二年（1189）八月から四年十月まで判潭州。

(8) 『宋史』巻 170「職官志」の「宮觀」に「設祠祿之官、以佚老優賢。……患疲老不任事者廢職、欲悉罷之、乃使任宮觀、以食其祿」。

大自身の病を篤くし、死期を早めたことは想像に難くない。

### 周必大「范公神道碑」とその撰作年代

楊「集序」（紹熙五年1194）にいう「其世次、言行、職官、則有……周公之銘詩在」とは、周必大「神道碑」を指すと考えてよからう。「銘詩」は銘として刻された詩を謂うが、韓愈「楚國夫人墓誌銘」に「銘曰：……用昭厥裔，篆此銘詩」、歐陽脩「太尉文正王公神道碑銘」に「録其可紀者，輒聲爲銘詩」というように、一般には銘詩をもつ墓誌・神道碑の類を指す<sup>(9)</sup>。周「神道碑」に「今公云亡，二子以主管吏部架閣文字龔頤正行狀來請銘，其敢以老詩辭。銘曰：……」とあり、実際に「世次、言行、職官」について頗る詳しい。しかしその作年については考えるべき所がある。于氏『年譜』（p 401）は紹熙四年に「病中自編全集成，命子莘求序於楊万里」というのみで楊「序」、周「碑」を繫年していないが、孔氏『年譜』（p 517）は紹熙四年に周「碑」を、その後楊「序」を繫年する。しかし「神道碑」題下には原注があり、「慶元元年」（1195）という。撰年を示す自注である。そうならば楊「集序」（紹熙五年1194）の翌年の作であるから、「集序」はまだ存在しない周必大「神道碑」に言及していることになる。孔氏は「序」を「碑」の後に排しており、この限りではたしかに矛盾は生じないが、そうならば「慶元元年」は誤りということになる。果たしてそうであろうか。

楊「集序」に「二子以主管吏部架閣文字龔頤正行狀來請銘」という「龔頤正」は、本名は敦頤，光宗（趙惇）即位（淳熙十六年1189）後に改名，字は養正，号は芥隱。范成大『吳門志』五〇卷の編纂に滕宥、周南らと共に参与している。また詩中にしばしばその名が見え，范成大が最も眷顧し，囑望していた後学の一人である。今，周必大「龔頤正書」<sup>(10)</sup>が伝わっており，その題下注に同じく撰年を記して「紹熙四年」とある。それに范成達の逝去後に及んで次のようにいう。

石湖身後，頼左右調護，得歳前夫婦合葬於祖塋之側，爲惠大矣。其他則在

(9) このような「銘詩」は宋人のよく用いる語であり，たとえば蘇軾「何公橋」詩に「我作銘詩，子孫不忘」、曾鞏「殿中丞監揚州稅徐君墓誌銘」に「銘曰：永昭厥聲，維此銘詩」、黃履「宋進士宣郎移忠公（曾安止）墓誌銘」に「昭昭無窮，貽以銘詩」等。ただし羅維明『中古墓誌詞語研究』（暨南大学出版社2003年）に「銘石：用以刻銘誌的墓石」（p 109）があるように，唐代では「勒茲銘石」、「惟此銘石」等，「銘石」がよく使われており，「石」が「詩」に換わったようにも思われる。

(10) 『書稿』卷3、『全宋文（226）』卷5098（p 248）。

後之人也。沉刻以平生交分誼不當辭，況大手筆編次有法，不過爲之節文，申以銘詩耳。但某自去年腹疾爲祟，迄今猶未全愈。適此改移，冒大雪，擊老幼，陸歸以俟祠報，勞頓殊不能支，須還家休養身心，稍俟春暖即下筆。既不及葬期，不必較此。所遣介告歸，略此爲報，幸語至忠及二孤也。所代「遺表」……。旅舍扶憊，作此莫究所懷，到廬陵稍定，專附狀。餘惟順令珍愛。

「至忠及二孤」とは范成大の弟・成績，字は至忠と二人の遺児，名は莘、茲。ここで兄弟（従兄弟を含む）について附言しておけば，于氏『年譜』（p455）、孔氏『年譜』（p7）では，1）家弟范成績，字は至忠（于氏説），致一（孔氏「不知至忠是否爲成績之又一字」）；2）家弟范成己，字は至一（于氏説）；3）従兄范成象，字は至先；4）従弟名未詳，字は至昌（孔氏説），以上の四人しか知られていない。于氏『年譜』（p455）は「甲午除夜猶在桂林，念致一弟使虜，今夕當宿燕山會同館，兄弟南北萬里，感悵成詩」（『詩集』卷14）に見える「致一」を「至一」の誤字として范成己の字であろうと疑う。いっぽう孔氏『年譜』（p7、p225、p268）は「致一」を採る。「致」が「至」の同音による誤字であることは間違いない。范成大的字「至能」も『宋史』本伝を始めとしてしばしば「致能」と書かれるが，現存する范成大的題名石刻十数種ではいずれも「至」に作る<sup>(11)</sup>。しかしこの他にも『永樂大典』卷19865に引く「宋范石湖大全集水竹讀并序」に「家第至存遺余水竹一盆」とあり，「至～」は范成大的兄弟の字（あざな）に共通の排行字であるから，「第」は「弟」の誤字と見てまず間違いない。つまり字「至存」なる者がいた。周「神道碑」に「愛二弟，……成績，今爲朝請郎、通判建康府。成己，前卒。郊恩，官群従弟、姪五人」とあるから，成大的卒後にも数名の従弟がいたが，「家弟」というから従弟ではなかろう。そうならば「至存」が范成己の字ではなかろうか。いずれにしても范成大的従兄弟、家弟の字としては少なくとも至先、至忠、至一、至昌、至存が知られる。また，「姪」（おい）には于氏（p327）、孔氏（p9）が挙げる范藻（成象の子）の他に范葳（成象の子）、范若がいた<sup>(12)</sup>。いずれも名は“艸”冠である。范莘は先の楊「集序」に見えた范成大的長子。“莘”を“華”に作るものがあるが明らかに誤り<sup>(13)</sup>。

(11) 拙稿「范成大『桂海虞衡志』第一篇「志巖洞」の復元（上）」（前掲）を参照。

(12) 拙著『中国乳洞巖石刻の研究』（白帝社2007年，p131）に詳しい。

この書簡は周必大が「銘詩」の執筆を承諾したことを告げている。その時期は、「歳前夫婦合葬於祖塋之側」「既不及葬期」というから紹熙四年十二月十三日より後であり、「冒大雪」「俟春暖」というから冬季である。つまり題下注にいう「紹熙四年」の冬、その十二月下旬であったと考えられる。これは周必大の長子・周綸（1156-?）『周益國文忠公年譜』に「（紹熙四年）十月己酉，改判隆興府。癸丑，辭廟。甲寅，交印。乙卯，出城。紹熙五年甲寅：正月庚午，至吉。戊寅，判隆興府告至。丁亥，拜辭免不允詔，入第二奏。二月丁巳，受醴泉觀使勅」というのに符合する。「吉」州「廬陵」県に向かう道中でのことであった。周必大は病気のために奉祠を願い出て帰省休養し、「稍俟春暖即下筆」，紹熙五年の春になってから「銘詩」を書くことを約束しているが、春ならば楊「集序」の紹熙五年六月より前のことであり、時間的に矛盾しない。また、于北山『楊万里年譜』（p 476）によれば紹熙五年三月上巳に周必大は吉州廬陵に帰省した際に楊万里を訪ねて詩を酬唱しているという。周必大と楊万里は同郷であった。すでに春に「銘詩」が完成して楊万里がそれを見ていたならば、楊「集序」は五年夏六月の時点で「其世次、言行、職官，則有……周公之銘詩在」といえる。「神道碑」には「二子以主管吏部架閣文字龔頤正行狀來請銘」とあるから、遺児二人が龔頤正の作った范成大的「行狀」を寄せ、周必大はその「行狀」に基づいて「世次、言行、職官」等をつぶさに記しているわけである。そこで「神道碑」は楊「集序」、周「龔頤正書」にいう「銘詩」であると考えられる。

しかし、そうならば「神道碑」題下の原注「慶元元年」は誤りということになる。この「慶元元年」は自注ではなく、後人が何かを資料として加えたもの、あるいは伝抄刻刊の際の誤りなのであろうか。自注ならば記憶の誤りということになるが、この文は「神道碑」は三品以上の者に限って刻して墓道に立てられるものにして、しかも長文の作である。周必大がいかに多作であったとはいえ、約六千字もの大作であって本人にとっても印象深いものであったに違いない。また范成大と周必大は「某與公齊年；御史王公，予外舅也」（「神道碑」という遠縁ながら姻戚関係でもあった。記憶の誤りということは考えにくい。後人伝刻の誤りでも自己の記憶の誤りでもないとなれば、楊「集序」の執筆時に

(13) 『全宋文（232）』巻5179「周必大」166「資政殿大學士贈銀青光祿大夫范公成大神道碑」（p 340）は「華」に作る。広西興安県乳洞に現存する范成大書の題名石刻に「男華」と見える。拙著『中国乳洞巖石刻の研究』（p 131）に詳しい。

は周必大が「銘詩」の執筆を受諾したことは知られていたから、すでにそのことを楊万里に告げていたが、しかし実際には、病身療養のために「銘詩」の完成は「集序」に後れて慶元元年となってしまったのではなかろうか。ちなみに周綸『年譜』によれば周必大は慶元元年に七十歳、その正月に「三上表乞引年致仕」して待機し、七月に裁可されている。また、楊「序」には「手編其詩文、數年成集、凡若干卷」といって巻数が示されていないが、周「神道碑」では「自哀次爲『石湖集』一百三十六卷」と具体的になっているのも、楊「序」が先、周「碑」が後であったことを想像させる。周「神道碑」は原注「慶元元年」通り、退官後の静養中に執筆されたものと考えるのが穏当であろう。

### 家堂刻本『石湖范公文集』とその刻行年代

かくして『石湖先生大資參政范公文集』は楊「集序」を得て刊刻されることとなる。その『集』に附せられていたはずである范莘「跋」<sup>(14)</sup>に次のようにいう。

先人嘗爲莘等言：“自十四五始爲詩文，晚而彌篤，或寢疾，醫以勞心見止，亦以‘政自不能不爾’謝之。”手編僅成帙，而棄不肖之孤，其尚忍言哉。當從九京遊而未敢者，以先人之志未承也。詩文凡百有三十卷，求序於楊先生誠齋，求校於龔編修芥隱，而刊於家之壽櫟堂。春秋霜露，思其志意，思其所樂，僂然如見，愴然如聞。庶得藉口以告我先人云。嘉泰三〔二〕年十二月初三日，莘、茲謹書。

ここに刊行の経緯が簡単に記されている。范成大の『詩文集』は一三〇卷、序は楊万里、校訂は龔頤正。清・瞿鏞『鐵琴銅劍樓藏書目錄』<sup>(15)</sup>卷21「集部」によれば『石湖居士文集』三十四卷：舊鈔本には卷末に「奉議郎樞密院編脩官兼實録院檢討官兼資善堂小學教授龔頤正校正」の一行があったという。詳しくは後述。「壽櫟堂」とは范成大家の家堂。淳熙十五年に太子より御書“壽櫟堂”三大字を賜ったことが「神道碑」に見える。「茲」とは范成大の子、莘の弟。「神道碑」に「二子：莘，承務郎；茲，承奉郎」。かくして『集』一三〇卷は嘉泰三年（1203）に家堂で上梓された。それは范成大的死後十年、楊万里が「集序」

(14) 明・金蘭館本『石湖居士集』、明・錢穀『呉都文粹・續集』、清・顧氏刻本『石湖居士詩集』等所収、詳しくは後述。若干の異同がある。なお、『全宋文（297）』卷6766（p100）は『石湖居士詩集』に拠るというのがそれに合わない。むしろ『呉都文粹』と同じであり、これに拠っていると思われる。

(15) 『清人書目題跋叢刊三』（中華書局1990年）所収影印本。

を撰してから九年後のことである。刊行までには書、刻、刷、装等の行程上一定の時間を要するが、楊「集序」に引く范莘「書」に「方先公之疾而未病也、日夜手編其詩文、數年成集、凡若干卷」というように范成大は生前から整理しており、死去の翌年には「集序」が書かれていてそれに「發其篋、公之『文集』在焉」「予執書抱遺編而泣」というから、すでに稿本があった。十年を要したのは龔頤正による「校」校訂の作業に手間取ったことも考えられるが、当時において特に永いというわけではない。たとえば楊万里『誠齋集』一三三卷は卒後二年目の嘉定元年(1208)に楊長孺編定<sup>(16)</sup>、端平元年(1234)羅茂良校正、吉州守劉煒叔刻。楊「集序」には「凡若干卷」といって巻数が記されていないが、周必大「神道碑」には『文集』の成立に言及して「『石湖集』一百三十六卷」と具体的に巻数が記されている。ただし范莘「跋」に見えるものと異なる。

### 「一官一集」の方針と『石湖集』一三六卷

周必大「神道碑」に范成達の著書を紹介して次のようにいう。

初效王筠“一官一集”，後自哀次爲『石湖集』一百三十六卷。別著『吳門志』五十卷，使北有『攬轡錄』，入粵有『驂鸞錄』、『桂海虞衡志』，出蜀有『吳船錄』，各一卷。公，蔡氏所自出，……

当初は南朝梁・王筠(481-549)の編集方法に倣って「一官一集」にしていたが、後に自ら編次して『石湖集』一三六卷となった。樓鑰「范成大贈五官」(『攻媿集』卷38)にも「“一官一集”之傳遠，尚得垂身後之名」と見える。つまり歴任した官職ごとに編集する単行あるいは分冊の方法から、言い換えれば、時間によってまとめることを止めて、文体・ジャンルによってまとめた全集にするという方針に換えたわけである。今日、実際に『北征小集』、『南征小集』、『乙稿』、『西征小集』、『石湖洞霄集』というものがあったことが知られる。孔凡礼『范成大佚著輯存』(中華書局1983年、以下『輯存』と略称)「范成大著述目録」には『南征小集』、『乙稿』、『石湖洞霄集』を缺く。『北征小集』は奉使金国の時期の作を集めたもの、書名は『永樂大典』<sup>(17)</sup>卷7962、卷13075の引用に見え、今本『石湖居士詩集』の卷12に当たる。孔氏『輯存』(p192)は『大典』卷13075によって「北征集」に作るが、卷7962では「北征小集」に作っており、また

(16) 四部叢刊所収影宋抄本の各巻末に「嘉定元年春三月男長孺編定，端平元年夏五月門人羅茂良校正」と見えるが、なぜか于北山『楊万里年譜』(上海古籍出版社2006年)「卒後有關資料繫年」，「楊長孺行實繫年」にも漏れている。

(17) 中華書局重印本(1986年)に拠る。



他にも「南征小集」、「西征小集」があるから、「小」字を脱しているに過ぎない。『南征小集』は静江府赴任途次の作を、『乙稿』は静江府在任中の作を、『西征小集』は成都府赴任途次の作を集めたもの。いずれも今本『詩集』の自注に見える。さらに『乙稿』の称から推測すればそれ以前の作を集めたものに『甲稿』なるものがあつたかも知れない。また『石湖洞霄集』は楊万里「和謝石湖先生寄二詩韻」（紹熙三年1192）の自注に「老夫寄『江東集』與石湖先生，先生寄二詩：一稱賞『江東集』，一見寄『石湖洞霄集』。和以謝焉」と見える。この『洞霄集』は先に提拳臨安府洞霄宮であつた時、つまり淳熙十年（1183）以後、郷里での静養時代の作を集めたものであろう<sup>(18)</sup>。今本『詩集』巻32に「謝江東漕楊廷秀（万里）秘監送『江東集』并索近詩二首」があるから、その前にあつて「歸吳」と自注されている巻23から巻31がそれに当たるであろう。これらは当初「一官一集」であつたことを示す痕跡である。後にこれらを自ら改編してまとめて『石湖集』一三六巻とした。当時の詩文集の編纂において、このような編集、つまりある一定の時期を経て巻軸にまとめて行き、最終的にはそれらを一括して行くという、単行から文体別に改編した全集に進むという方法は何ら珍しいものではない。しかも宋人全集本の多くが詩を前に配して後に文を置く。『江東集』がそうであるように范成大の友人楊万里、周必大等をはじめ、当時一般に採られた方法である<sup>(19)</sup>。恐らく宋代の全集本は『(昭明)文選』を継ぐ意をもって北宋初に勅撰され南宋に至って周必大等が校訂した『文苑英華』が分類、編次のモデルになっているであろう<sup>(20)</sup>。ちなみに楊万里の『誠齋集』一三三巻中の「詩」四二巻は『江湖集』（巻1～巻7）、『荊溪集』（～巻12）、『西歸集』（～巻14）、『南海集』（～巻18）、『朝天集』（～巻24）、『江西道院集』（～巻26）、『朝天續集』（～巻30）、『江東集』（～巻35）、『退休集』（～巻42）を集成したものであり、本来「一官一集」であつたことが知られる。また周必大にも『省

(18) 孔氏『年譜』（p 494）に「當爲成大建康十年奉祠洞霄後之作」というが意味不明。成大が知建康府となるのは淳熙八年、その二年後の淳熙十年に提拳臨安府洞霄宮となる。「建康」の前後に脱字がありはしないか。

(19) 白居易自編の『白氏文集』いわゆる“前後續集”本が宋代に至って“先詩後筆（文）”本に改編されているが（花房英樹『白氏文集の批判的研究』中村印刷株式会社1960年に詳しい）、これもこのような当時の傾向に関係があるかも知れない。

(20) ただし新編『全宋文（360）』（上海辞書出版社・安徽教育出版社2006年）「論『全宋文』的文體分類及其編序」（p 240）には分類に苦慮したことが述べてあるが、宋人の分類意識と方法には全く論及せず、清・姚鼐『古文辭類纂』、曾國藩『經史百家雜鈔』を参考にしている。

齋文稿』四十卷、『平原續稿』四十卷、『詞科舊稿』三卷、『掖垣類稿』七卷、『玉堂類稿』二十卷等があり、多くが単行していたが、卒後にその子・周綸および門客・曾三異等の校訂を経て『周文忠公大全集』二〇〇巻に合編され、刊刻された。ただし周必大の場合は、たとえば初期の作品を集めた『省齋文稿』を見ても「古律詩、賦詞銘頌贊、試館職策、策問、題跋、序、啓、記、行狀、神道碑、墓誌銘、青詞、祭文」というように『英華』に倣った文体別分類になっており、このような「一官一集」の全集を合編したものが『大全集』であった。范成大の場合は『北征小集』、『南征小集』、『甲稿』(?), 『乙稿』、『西征小集』、『洞霄集』等が詩集であり、いっぽう文に至っても官を異にして或いはそれらの詩集に対応するように『攬轡録』、『驂鸞録』、『桂海虞衡志』、『吳船録』、『成都古今丙記』、『吳門志』等の作があった。詩のみならず、文においても「一官一集」であったといえよう。

このように范成大は多作であり、周必大「神道碑」によれば最終的にまとめられた全集本は一三六巻であったというが、范莘「跋」には「詩文凡百有三十巻」とあって一致しない。この巻数の相異は書名、さらに構成そのものの問題にも関連しており、孔氏『輯存』(「范成大著述目録」)、于氏『年譜』(「紹熙四年」条)、胡起望・覃光広『桂海虞衡志輯佚校注』(四川民族出版社1986年)「范成大著作目録」、孔氏点校『范成大筆記六種』(中華書局2002年)等々、今日に至るまで多くの議論を呼んでいる。ただ書名についていえば、恐らく『石湖集』とは略称であり、正確には楊万里が「石湖先生大資參政范公文集序」、「公之『文集』在焉」というように、『石湖先生大資參政范公文集』が正式名称であったろう。それを略して『石湖先生文集』、『石湖文集』、さらに『石湖集』といった。たとえば各巻の内題、さらに版心ではしばしば『石湖集』のような略称が用いられる。

## Ⅱ 宋元の著録と『石湖大全集』一三六巻、『石湖居士文集』三四巻

今日に伝存する南宋、元代の著録を検すれば、一三〇巻本は見当たらないが、いっぽう一三六巻に作るものは多い。その中でとりわけ注目すべきが『宋史』に見える複数の著録である。

### 宋元における著録

今、宋元の著録に見える范成達の著書名とその巻数を示す対照表を作って掲げる。「神道碑」は周必大「范公成大神道碑」(慶元元年1195)。「附」は南宋・

宋元における范成大著書の著録							
神道碑	石湖集 136	呉門志 50	攬轡録 1	驂鸞録 1	桂海虞衡志 1	呉船録 1	
附	地理		攬轡録 2		桂海虞衡志 3		
書 録 解 題	傳記		攬轡録 1				
	地理	呉郡志 50			桂海虞衡志 2		
	農家						范村梅菊譜 2
	小説					呉船録 1	
	別集	石湖集 136					
	歌詞	石湖詞 1					
黃氏日抄	石湖文集		攬轡録	驂鸞録	桂海虞衡志	呉船録	梅菊譜
文 獻 通 考	傳記		攬轡録 1				
	地理	呉郡志 50			桂海虞衡志 2		
	小説					呉船録 1	
	農家						范村梅菊譜 2
	別集	石湖集 136					
	歌詞	石湖詞 1					
至正郡志	石湖集 136	呉郡志 50	攬轡録		虞衡志	呉船録	
宋 史	本傳	石湖集	攬轡録		桂海虞衡集		
	傳記		呉門志 50	攬轡録 1	驂鸞録 1	虞衡志 1	呉船志 1
	地理					桂海虞衡志 3	
	別集	石湖居士文集? 石湖別集 29 石湖大全集 136					
說 郛			攬轡録 卷全	驂鸞録 1	桂海虞衡志 3	呉船録 1	范村菊譜 1 范村梅譜 1

趙希弁『昭德先生（晁公武）郡齋讀書志・附志後志』（淳祐一〇年 1250）卷 5 上「地理類」。「書録解題」は南宋・陳振孫『直齋書録解題』（淳祐六年 1246 以前、一に寶祐六年 1258 頃）卷 18「別集類」、卷 8「地理類」、卷 10「農家類」、卷 11「小説類」、卷 21「歌詞類」。南宋末・黃震（1213-1280）『黃氏日鈔』卷 67「讀文集九」の「范石湖文」（景定五年 1264 以前）<sup>(21)</sup>。「通考」は宋末元初・馬端臨（1254 ? -1323）『文獻通考』（大德一一年 1307）「經籍考」卷 199「傳記」、卷 204-5「地理」、

(21) 「序」は至元三年（1337）であるが、この巻の筆録は次の巻 68「讀文集」の「葉水心文集」の末に「景定三〔五〕年甲子（1264）春後學黃震謹書」とあるから、それ以前であろう。前にある巻 64「讀文集」の「王荊公」の末に「咸淳八年（1274）十月再書」とあるのは後の補筆である。

卷 217 「小説」、卷 218 「農家」、卷 240 「集・別集」、卷 246 「集・歌詞」。「至正郡志」は楊諱『〔至正〕崑山郡志』<sup>(22)</sup> (元・至正四年 1338) 卷 4 「人物」。「宋史」は元初・脱脱等『宋史』(至正五年 1345) 卷 386 「本傳」、卷 208 「藝文志」。「說郭」は元末・陶宗儀(1316-1403)『說郭(涵芬樓百卷本)』(至正二六年 1366 前)<sup>(23)</sup>。

この中で『文獻通考』は南宋の寧宗朝・嘉定末年(1225)までの典章制度を対象としており、「經籍考・總敘」によれば紹定四年(1231)の火災によって秘府藏書が烏有に帰したために「今『(中興館閣)書目』(淳熙四年 1177)、『續書目』(嘉定三年 1220)及搜訪所得、嘉定以前書詮校而志之」というが、実際には「四庫提要」が『郡齋讀書志』について「馬端臨作『經籍考』、全以是書及陳氏『書録解題』爲據」というように『郡齋』と『解題』の両書を資料としており、上掲の范成達の著録に限っていえば、いずれにも「陳氏曰」とあるから、『直齋書録解題』を襲用したものである。

これら宋元の著録では、『宋史』の二例を除いて、いずれも一三六巻であり、少なくとも一三〇巻に作るものはない。そこで『宋史』の著録を考えてみる必要がある。なお、『攬轡録』等六書についていえば、巻数に若干出入があるものの、『集』とは別に著録されているから、一三六巻本とは別に単行していたと考えてよからう。

### 『宋史・藝文志』の著録

上掲の「宋元の著録」の中で『宋史』の記載が最も多岐に分かれている。同名書が複数の「類」に跨って著録されているだけでなく、書名、巻数を異にするものがある。まず「傳記類」では次のようになっている。

范成大『吳門志』五十卷

又『攬轡録』一卷

『驂鸞録』一卷

『虞衡志』一卷 (→『桂海虞衡志』)

『吳船志』一卷 (→『吳船録』)

これらの書名と巻数はいずれも周「神道碑」にいう所に符合する。厳密にいえば若干異なっており、『虞衡志』は『桂海虞衡志』、『吳船志』は『吳船録』に

(22) 『宋元方志叢刊(1)』(中華書局 1990 年) 所収。

(23) 昌彼得『說郭考』(文史哲出版社 1979 年, p 444) によれば至正二六年(1366)『輟耕録』より前に完成。

作られているが、前者は「桂海」が略されたものであり、後者は『虞衡志』の「志」に影響されて「録」を「志」に誤ったものであろう。この「傳記類」の記載は「地理類」とは異なっており、周「神道碑」に拠ったものと考えられる。書名、巻数、順序が同じだけでなく、「呉郡志」を「呉門志」に作っているのもその証左である。宋人の他の著録では「呉郡志」に作るが、周「神道碑」のみが「呉門志」に作っており、その意味において『呉船録』の「録」を「志」に誤ったのとは異なる。「呉船志」に作るものは『宋史』のみであり、『宋史』本伝で『桂海虞衡集』といて『志』を『集』に作っているのと同種の誤記に属す。于氏『年譜』、孔氏『輯存』、孔氏『范成大筆記六種』等今日の研究ではいずれも『宋史・藝文志』の記載を引くが、そもそも『宋史』の「藝文志」に「宋舊史，自太祖至寧宗，爲書凡四（『崇文總目』、『祕書總目』、『中興館閣書目』、『續書目』）。……今刪其重複，合爲一『志』，蓋〔益〕以寧宗（1194-1224）以後史之所未録者」というように寧宗（1194-1224）以後については資料となる『書目』がなかった。また、張攀等『續書目』には「太常太史博士之藏諸郡諸路刻板而未及獻者不預焉」（『經籍考・總敘』）であって『中興館閣書目』（淳熙四年 1177）以後つまり淳熙初から後については甚だ不備があり、故に後に清・倪燦『宋志藝文志補』一卷が咸淳（1265-1274）以後の補遺を試みている。「傳記類」の范成大著書に関する一括した記載は『書目』に著録があったのではなく、また各一卷として刊刻され単行していたのでもなく、史官が周「神道碑」を資料として増益したものと見做してよからう。いっぽう「地理類」には『桂海虞衡志』三巻とあり、これは「傳記類」と異なるだけでなく、『書録解題』の「二巻」とも異なる。『宋史』の『虞衡志』三巻の著録は『郡齋讀書志・附志』と同じあり、これに拠ったことも考えられるが、『說郛』も「三巻」に作っているから、『書録解題』の「二」は「三」の誤字ではなかろうか。なお『書録解題』は散佚しており、今本は『永樂大典』に拠って復元された輯本（武英殿聚珍本）、『文獻通考』は大徳十一年（1307）の成書であるが、初刊は至治二年（1322）、現存最古のものは泰定間（1324-1328）刻の元明通修本である。

次に、『宋史』は「別集」でも次のように複数のものを著録している。

范成大『石湖居士文集』巻亡。

又『石湖別集』二十九巻

『石湖大全集』一百三十六巻

この中で『石湖大全集』一三六巻が周「神道碑」や『書録解題』にいう『石湖

集』一三六巻であろうことは想像に難くない。しかしこれとは別に著録されている『石湖居士文集』は伝存する宋元の他書の著録に見えない書名であり、また巻数を「巻亡」というのも不可解である。これが一三〇巻本なのであろうか、あるいは『石湖居士文集』と『石湖別集』を合編したものが『石湖大全集』なのであろうか。

### 『石湖大全集』一三六巻と平江府学刻本

南宋の方志『玉峯志』（淳祐十一年1251）<sup>(24)</sup>巻中「人物」の「范成大」（26b）条に見える次の記載は極めて重要である。

范成大：字至能，……，諡文穆。後居石湖，是爲石湖先生。嘗仗節使虜，……，餘見『國史』及「神道碑」，行狀甚詳。有『石湖大全集』刊於郡庠。

弟〔兄〕（從兄）成象，紹興進士；姪藻，乾道進士。

孔氏『年譜』（p 526）はこの一部を引いて「『玉峯志』但言「郡庠」，不知爲吳郡，抑爲崑山郡？（後者亦稱郡，元有『至正崑山郡志』）」というが，同書の凌萬頃『玉峯志序』の冒頭に「郡縣必有『志』，獨崑山無之」、末に「『玉峯志』淳祐辛亥五月修，壬子（十二年）二月刊於縣學，預纂修著書氏名於後：迪功郎平江府崑山縣尉俞煒；……」とあるから明らかに『玉峯志』とは『崑山縣志』のことであり，その「郡」とは平江府である。蘇州は政和三年（1113）に平江府に昇格。吳郡は旧名。ちなみに一方の「〔至正〕崑山郡志」<sup>(25)</sup>は確かに「郡志」であるが，今本の巻首に載せる清・錢大昕「崑山郡志後序」の冒頭に「崑山本縣也，元成宗・元貞二年（1296）升縣爲州，故（楊）履祥（謨）此書有『郡志』之名」とあるように，崑山県が州郡に昇格したのは元に入ってからのものである。孔氏がなぜ『玉峯志』にいう「郡」を南宋の吳郡（平江府）か元の崑山郡（南宋の崑山県）かと懷疑するのか不可解である。「玉峯」とは『玉峯志』巻上「山」に「吾邑因山得名，玉出崑崗」，平江府崑山県崑山の別名，また「邑」とは一般に県を謂う。したがって「後居石湖」とは范成大が崑山県から吳県西南の地「石湖」に移居したことをいう。今その時期について附言しておけば，孔氏『年譜』（p 156）は「贈壽老」詩の自注に「十八年前，始作農圃堂」とあり，また「三月十六日石湖書事三首」其二に「種木二十年，手開南野荒」とあるの

(24) 『宋元方志叢刊（1）』（中華書局1990年）所収。項公澤修、凌萬頃・邊實纂，淳祐十一年修，十二年刻，光緒三四年（1908）繆朝荃校定本（宣統元年1909刻行）。

(25) 『宋元方志叢刊（1）』（中華書局1990年）所収。楊謨憲修，至正元年（1341）修、宣統元年（1909）繆朝荃校定刊本。

によって乾道三年(1167)に「是歳、……開始經營石湖」とするが、さらにその時期を特定すれば、乾道三年(1167)六月の作「三高祠記」に「屬石湖范成大爲之辭」という自称が見えるからそれ以前のことであり、その前年の乾道二年三月には吏部員外郎を罷免されて帰省し、九月に主管台州崇道観となっている。つまり祠祿官が与えられているわけであるが、いわば自宅待機の処分である。また「三月十六日石湖書事」詩には「種木二十年、手開南野荒」の後に「憶初學圃時、刀笠冒風霜」というから秋のことである。したがって乾道二年秋には石湖に移っていると考えられる。

『宋史』にいう『石湖大全集』一三六卷とは「有『石湖大全集』刊於郡庠」、つまりこの平江府(呉郡)郡庠刻本を指す。『玉峯志』は淳祐十一年(1251)、范成大卒後約五十年の記録、しかも当地の『縣志』の記録であるから信憑性が高い。また、范成大『呉郡志』の趙汝談(?-1237,字履常)「呉郡志序」も范成大著述の刻刊をめぐる当時の事情を告げる貴重な史料であり、これによっても『玉峯志』の「郡庠」が元の崑山郡(南宋の平江府崑山県)ではなく、南宋の平江府の学宮であることを裏付けることができる。それに次のようにいう。

初、石湖范公爲『呉郡志』成、守(郡守沈揆)<sup>(26)</sup>具木欲刻矣。時有求附某事于籍而弗得者、因嘆曰：“是書非石湖筆也。”守憚莫敢辨、亦弗敢刻、遂以書藏學宮。……紹定初元冬、廣德李侯壽朋以尚書郎出守、其先度支公嘉言、石湖客也、是以侯習知之。及謁學問故、驚曰：“是書猶未刊邪。”他日拜石湖祠、退從其家求遺書得數種、而斯『志』與焉、校學本無少異。……書止紹熙三年、其後大建置……等類皆未載、法當補。……客有問[問]余曰：“或疑是書不盡出石湖筆、子亦信乎。”余笑曰：“是固前嘆者云也。……余聞石湖在時、與郡士龔頤正、滕宥、周南厚。三人者、博雅善道古、皆州之雋民也、故公數咨焉、而龔薦所聞於公尤多、異論由是作。子盍亦觀益公(周必大)碑公墓(「神道碑」)乎。載所爲書、篇目可考。子不信碑、而信誕乎。……方公書始出也、疑謗橫集、士至莫敢伸喙以白。曾未四十年、而向之風波息滅漸盡、至是無一存者。……。”……(李壽朋)既上此職方氏、將復刊『石湖集』、與『白氏長慶集』并行、而改命漕湖北矣。余故併志、以申後覲焉。紹定二年十一月朔、注人趙汝談序。

周「神道碑」に「別著『呉門志』五十卷」というが、その記事に不満を抱く者

(26)『呉郡志』卷11「題名」に「沈揆：紹熙二年六月到、四年二月除司農卿」。

が范成達の書でないと執拗に喧伝したために稿本は府学に収蔵されたまま上梓されず、紹定元年（1228）十二月に至ってかつて父が范成達の部下であった李寿朋が郡守として赴任して来たことによって発見され、刻行される運びとなった<sup>(27)</sup>。したがって周「神道碑」（慶元元年1195）に「別著『呉門志』五十卷」と見えるがまだ刊刻されていなかった。恐らく抄本としてもほとんど伝わっていなかったであろう。趙「序」から約半世紀後の『玉峯續志』（咸淳八年1272）の邊実「序」にも「石湖先生志呉郡，嘗與龔、滕、周三君子相銓次，有某人持某事求入『志』，不得遂，譁曰：“『志』非石湖筆也。”石湖笑不辨。崑山之作，向出於二人之手，事詞或未一」と見える。ただし趙「序」には「余笑」とあり、これは趙汝談本人を指すが、邊「序」では「石湖笑不辨」に換わっている。なお邊実は『〔淳祐〕玉峯志』の編纂者の一人でもある。趙「序」は陳振孫『直齋書錄解題』の「『呉郡志』五十卷」条にも節録されており、かつ書名も「呉門志」ではなく、「呉郡志」に作られている。『呉郡志』は紹定二年（1229）に至って初めて刻行されたから陳振孫等が見たものは郡庠刻本『呉郡志』である。郡学に眠っていた『呉郡志』の稿本には紹熙三年（1192）までしか記載されていなかったためにその後の記事を補足して刊行したという。紹熙三年は范成達が引退した年であり、逝去の一年前に当たる。周「神道碑」および『宋史』は『呉門志』に作るから「門」は誤字ではなく、紹定二年に増補刻刊された時に『呉郡志』に改名されたのではなかろうか。

趙「序」中で最も注目すべき部分は李寿朋によって『石湖集』の復刊も企画されていたという一文である。ただし翌年の冬に李寿朋が転出したために果たされなかった<sup>(28)</sup>。先に見たように『〔淳祐〕玉峯志』（淳祐十一年1251五月修，十二年二月刊）には郡庠刻本『石湖大全集』がすでに記載されており、趙「序」によれば同じく郡庠で『石湖集』刊刻の企画はあったが紹定二年十一月の時点では未だに刊刻されていない。これらの記事を勘案すれば、平江府郡庠刻本『石湖集』の刊刻は紹定三年（1230）から淳祐十年（1250）までの間にある。陳振孫『解題』が著録している『石湖集』一三六卷本がこの郡庠刻本『石湖大全集』であろうことは、両者の時間的關係および『宋史』にいう『石湖大全集』一三

(27) 宿白『唐宋時期的雕版印刷』（文物出版社1999年）「例表四」（p 86-87）は刊刻年代を多く特定しているが、『呉郡志』については「呉興張氏1926年影印『擇是居叢書』本」に拠って「紹定間」とする。趙「序」に拠って紹興二年に特定してよかろう。

(28) 『呉郡志』卷11「題名」によれば紹定二年十月二七日に荊湖北路轉運判官に除せらる。



六巻本の名称、巻数との符合によって容易に想像される。周「神道碑」にいう稿本『石湖集』も一三六巻であった。ただ『……大全集』という称に注目すれば、それは『石湖集』一三〇巻本に『攬轡録』等六巻を加えたもののように思われるが、しかし時間的には逆であり、つまり『石湖集』一三六巻は周「碑」(慶元元年 1195)に見え、一三〇巻はその後の范莘「跋」(嘉泰三年 1203)に見え、『石湖大全集』は紹定三年(1230)以後の刊刻であるから、『石湖大全集』も恐らく『石湖集』と同じく略称であって、正式には敬称、官銜等を冠していたはずであり、『石湖先生大資參政范公大全集』あるいは『石湖先生大資參政范公文大全集』であったことが考えられる。

### 平江府の出版事業と『石湖大全集』刊刻年代

では『石湖集』はいつ復刊されたのか。趙「序」に「將復刊『石湖集』，與『白氏長慶集』並行」という。では『白氏長慶集』はいつ刊行されたのか。それが平江府で刊刻されたのは白居易がかつて蘇州刺史であり、また白居易が『集』を当地の南禪院に奉納した故でもある<sup>(29)</sup>。陳振孫『解題』卷 16「『白氏長慶集』七十一卷、『年譜』一卷、又『新譜』一卷」条に「『年譜』，維揚李璜德劭所作，樓大防參政得之，以遺吳郡守李伯珍諫議刻之」という<sup>(30)</sup>。樓鑰は吳郡守李伯珍に託して『白氏長慶集』に李璜『年譜』を附して府学で覆刻させている。李伯珍，名は大異，范成大『吳郡志』卷 11「題名」によれば嘉定元年(1208)四月到，三年正月に差知太平州。したがって『白氏長慶集』が刊刻されたのはその間，嘉定二年と考えてよい。趙「序」(紹定二年 1228)にいう『白氏長慶集』はこれを指すであろう。ただしそれより先，陳造(1133-1203)「題長慶集」(『江湖老翁集』卷 31)に「樂天人中龍，……。此板在平江公庫，歲久漫滅，予以意補葺之，遂爲嘉本」というから，すでに平江府では府公使庫錢を使って『白氏長慶集』が刊刻されていた。陳造「題呂居仁詩」(『集』卷 31)に

(29) ただし『吳郡志』卷 31「府郭寺」に「南禪寺：唐有之，今不知所在」という。その条に白居易「南禪寺千佛堂轉輪經藏石記」を収録するが、『集』諸本が作る「南禪院」を「南禪寺」，「商主」を「檀主」，「開成二年」を「開成四年」に作る異同が見られる。この限りでいえば『文苑英華』所収に近い。南宋本の系統を知る上での資料になろう。なお那波本「白氏集後記」では「一本在蘇州南禪寺經藏内」として「寺」字に作る。

(30) また樓鑰「『槩菴居士(李璜)文集』序」に「嘗取其『白氏長慶詩譜』錄寄吳門使君李諫議，既爲刊于『集』後」，陳振孫「白文公年譜序」にも「吳門所刊『白氏長慶集』，首載李璜德劭所爲『譜』。(缺)參政樓公稱之，以屬諫議李公訪求而刻焉。紹定庚寅(三年 1230)，余始得其本而觀之，……孟夏十有二日，『譜』成。直齋陳振孫伯玉父。

「東萊呂居仁詩……始余貧甚，僅得建本，熟讀，心終不愜。丙午主吳門教，印得此本，尋舊書，闕三之一」というから<sup>(31)</sup>，平江府学教授であった淳熙「丙午」十三年（1186）に呂本中（字は居仁，1084-1145）撰『東萊詩集』を重印している<sup>(32)</sup>。これは曾幾「序」によれば乾道二年（1166）吳郡守沈度（字公雅）によって刊刻されたものであり<sup>(33)</sup>，「印得此本」というのはその版木によって印刷したこと，つまり重印ではあるが，陳造「題長慶集」（『集』卷31）に「此本板在四明，予印得之。暇輒課數紙，振發舊聞之遺忘者，其益不貲。其間差誤，亦改定一二。紙緊好，壽百年未艾也，子孫其寶之」，また「題隋書」（『集』卷31）に「是書八十五卷，舊十七冊，本在紹興，予介察推汪公，印得之，併爲十一冊」というのと同じであって，營利を目的として大量に印刷したのではなく，個人用に一部あるいは数部印刷したに過ぎないであろう。

このような平江府での出版事業は北宋・嘉祐四年（1059）に『杜工部集』を公使庫錢を用いて刊刻したのが最初ではなかろうか。「姑蘇郡守」王琪にその「後序」（嘉祐四年）があるが，出版事情については『吳郡志』卷6「官字」の「設廳」条が詳しく，「嘉祐中，王琪以知制誥守郡，始大修設廳，規模宏壯。假省庫錢數千緡，廳既成，漕司不肯除破。時方貴『杜集』，人間苦無全書。琪家藏本，讎校素精。即俾公使庫鏤版印萬本，每部爲直千錢。士人爭買之，富室或買十許部。既償省庫，羨餘以給公厨」という。後に紹興初期に至って平江府で補修重刻された<sup>(34)</sup>。この他，『韋蘇州集』が熙寧十年（1077）蘇州太守韓朴によって葛藜等の校正を経て刊刻，紹興二年（1132）、乾道七年（1171）に平江府

(31) 鄭興裔（1126-1199）「薦學陳造狀」（『忠肅集』、『全宋文（225）』卷4991,p.79）によれば，淳熙二年（1175）第進士甲科の後，太平州繁昌縣尉を経て平江府学教授、知定海県を歴任。陳造「題太倉梯米集」（『集』卷31）に「歲丙申（淳熙三年1176），予尉太平之繁昌」，「東游記」（『集』卷22）に「紹熙庚戌冬，予東游」，『題本草單方』（『集』卷31）「是書板在四明，予宰定海首得之，列爲三十五卷。……紹興辛亥（二年）十一月朔書」というから平江府学教授であったのは淳熙「丙午」十三年（1186）から紹熙「庚戌」元年（1190）。陳造と范成大には多くの唱酬詩が残っており，于氏《年譜》（p.352）は淳熙十四年（1187）、孔氏《年譜》（p.449）は淳熙十三年（1186）に繫年する。

(32) 他に慶元五年（1199）黃汝嘉刻江西詩派本『東萊先生詩集』二十卷・『外集』三卷（慶元二年陸游「序」）（『宋集珍本叢刊』四川大学古籍整理研究所，綉裝書局2004年，第38冊所収，もと北京図書館蔵）があるが，陳造のいう「建本」は淳熙十三年（1186）平江府郡齋本重刻以前の建寧府刻本であり，慶元間刻本に附す陸游「呂居仁集序」に「嗣孫祖平又盡哀集他文凡若干首爲若干卷，而屬某爲序。……慶元二年（1196）九月……提舉建寧府武夷山沖佑觀、山陰陸某謹序」という。これも建本であるから，陳造所見の「建本」の後に呂祖平によって「外集」三卷が哀集された修補本であろう。『郡齋讀書志』卷19、「直齋書録解題」卷20は『東萊集』二十卷、『外集』二卷として「二卷」に作る。

で補修重刊された。韋應物の『集』も白居易と同じくかつて蘇州刺史であったことによる。また、元豊三年(1080)に蘇州太守晏知止は毛漸に『李翰林集』を校正させて刊刻した<sup>(35)</sup>。おそらく先に杜甫の『集』を刊行していたことによる。なお、地志では范成大『吳郡志』に先行して晏知止修・朱長文纂『吳郡圖經續記』(元豊七年1084)三卷に附す「通判蘇州權管軍州事」の祝安上「圖經續記後序」(元符三年1100)に「俾鏤版于公庫，以示久遠」といい、孫佑「圖經續記後序」(紹興四年1134)によれば南宋に至っても「補葺校勘」して重刻されている。

このように平江府ではすでに北宋から公使庫銭による出版事業が盛んであった。「將復刊『石湖集』，與『白氏長慶集』並行」というのは、范成大と白居易に深い因縁があったからではなく、平江府における『白氏長慶集』の刊刻が紹興初期(1131?)の『杜工部集』や乾道七年(1171)の『韋蘇州集』よりも最近の刊行事業(嘉定二年1209)であったからであろう。このたびの『石湖大全集』の覆刻も公使庫銭を使って行なわれたものではなかろうか。ただし底本は郡学が所蔵していたであろう家堂刻本を用いた可能性もあるが、家堂刻本(嘉泰三年1203)の後、時間もさほど隔たっていないから版本が残っていた可能性があり、また「従其家求遺書得數種」して『吳郡志』を刊刻した後の家堂刻本の「復刊」であるから、范家所蔵の版本を使って補刻等を加えて復刊したものであることも考えられる。その年代は紹定三年(1230)から淳祐十年(1250)までの間であるが、更にそれを限定できないだろうか。

先ず、『石湖集』一三六卷は陳振孫『解題』に著録されているからそれ以前

(33) 『四部叢刊』續編所収『東萊先生詩集』二十卷本(もと日本内閣文庫蔵本)。

(34) 北京図書館編『中國版刻圖録』(文物出版社1961年増訂本)「杜工部集」(p26)によれば「南宋初年吳中重刻王琪本」原刻本と紹興三年吳若「杜工部集後記」(清・錢謙益『杜詩箋註』附録)の「建康府學所刻板」の南宋重修本の二つが現存。宿白『中國版刻圖録』(文物出版社1999年)「例表三」(p88-89)によれば、前者に見える刻工の牛実は紹興四年平江府刻『吳郡圖經續記』、紹興三年紹興府刻『資治通鑑』、紹興九年臨安府刻『文粹』に、また張謙と駱昇は紹興九年(1139)紹興府刻『毛詩正義』に参加しており、後者の刻工には紹興十八年建康刻『花間集』に見える者がいるが、『花間集』の刻工の多くは紹興二一年『王文公文集』、淳熙八年(1181)『文選李善注』、嘉泰四年(1204)『晉書』、嘉定一三年(1220)『渭南文集』に参加している。

(35) 平岡武夫『李白の作品』(同朋舎1985年)に影印する静嘉堂本『李太白文集』は「晏處善刊本に屬す」「北宋の末か南宋の初めに、四川で、晏氏の蘇州における刊本を複製したもの」(『李太白文集序説』p8)。「處善」は晏知止の字。

の刊刻である。今日の研究によれば『解題』の成書年代は宝祐六年(1258)頃とする説と晩くとも淳祐五、六年(1246)とする説があるが<sup>(36)</sup>、成書以前の行跡についてはほぼ一致しており、陳振孫(1181-1262、1179-1262)は嘉定六年(1213)あるいは八年補紹興府教授、十一年明州鄞県学教授、十四年あるいは十七年建昌軍南城県令、宝慶三年(1227)興化軍通判、紹定元年(1228)軍器監簿(在臨安)、端平元年(1234)諸王宮大小学教授、三年(1236)知台州・榷浙東提挙、嘉熙元年(1237)知嘉興府、三年浙西提挙、淳祐元年(1241)職郎省、四年国子司業、十年あるいは八年致仕、家居湖州吳興雪川というように、浙江地域で諸官を歴任しており、その中であって平江府にいたことが注目される。嘉熙三年(1239)から約二年の間任にあった浙西提挙司は平江府に置かれていた。『解題』には平江府在任時代に『太宗御製書目』一卷、『造化權輿』六卷、『雲笈七籤』一二四卷、『景祐天竺字源』七卷、『皇祐新樂園記』三卷等々、蘇州虎丘寺所蔵の賜本をはじめ、多くの書を借録したことが記載されている。また、『解題』の「石湖集」条には「石湖在太湖之濱，姑蘇臺之下，去城十餘里，面湖爲堂，號鏡天閣，又一堂，扁“石湖”二字，阜陵宸翰也。今日就荒毀，更數年，恐無復遺跡矣。頃一再過之，爲之慨然」という。振孫が成大的故居石湖を何度か訪れているのもこの頃であろう。そこで『石湖集』を入手したのは平江府教授在任中である。少なくともそれ以後ではなかろう。『解題』は借録した場合はその経緯を記すのを例とするが、『石湖集』の条にはそれが見えない。また『石湖集』は当時当地においては入手困難な書でもなかったであろう。借録したのではなく、購入あるいは譲渡等によって刻本を入手したものと思われる。『石湖集』刻本の入手の下限が平江府へ赴任した嘉熙三年(1239)に求められるならば、『石湖集』の刊刻は当然その前にある、つまり紹定三年(1230)から嘉熙三年(1239)の間に限定される。さらに臆測すれば、平江府に赴任した年の刊刻ならば、あるいはその数年前に刊刻されたばかりのものであったとしても、そのことについて言及があってよい。入手したのは刊刻から一定の年数を経ていたであろう。そうならば嘉熙以前になり、つまり刊刻の企画からさほ

(36) 前者は何廣棧『陳振孫之生平及其著述研究』(文史哲出版社1993年、p186、p358)、後者は武秀成『晁公武・陳振孫評傳』(南京大学出版社2006年、p305)。他に陳樂素『直齋書録解題作者陳振孫』(1946年)の説「至淳祐九、十年而未已也」や興化軍時代(宝慶三年1226)とする通説(たとえば『全宋文』(333)巻7678「陳振孫」小伝)があるが、いずれも否定されている。

ど時間が経っていないことになり、情理にも適う。平江府学刻本はすでに紹定二年（1229）末には計画されていたから、その刊刻はそれから数年後の紹定末（1233）までの間、晩くとも端平年間（1234-1236）までに限定してよからう。陳振孫が見た『石湖集』が家堂本であったことも考えられないわけではないが、家堂刻本は陳氏が平江府に赴任した当時すでに四十年近くが経って流布していなかっただけでなく、そもそも郡学での復刊そのものが家堂本の数量が少なくまた時を経ていたためであろう。陳氏が容易に入手できたのは復刊から時を経ていないこと、復刊された地に在任していたからであると考えるのが自然である。いっぽう趙希弁『昭徳先生郡齋讀書志・附志後志』（淳祐一〇年 1250）は晁公武（1105-1180）『郡齋讀書志』の後に希弁の蔵書であったもの「附志」一卷、「後志」二巻を加えて増訂されたものであり、『石湖集』復刊後の成立であるが、『石湖集』が著録されていない。推測の域を出ないが、これはすでに復刊から二〇年近くを経ていること、また趙氏の活動拠点が主に袁州であったこととも関係があろう<sup>(37)</sup>。

なお、陳振孫は范成大の故居を何度か訪れており、そのことは著録の信憑性の高さと同様に范成大の著述に対する関心の深さを示しているが、范成大多くの所作を著録している中であってただ『驂鸞録』のみが漏れている。『解題』に拠っている『文献通考』も同じであるから、今本『解題』のみの失漏ではなからう。さらに『驂鸞録』は趙『附志』や『〔至正〕崑山郡志』にも著録されていない。このことから見る限り、『驂鸞録』はさほど流布していなかったように思われる。『大全集』一三六巻に収録されていたことも考えられるが、他の『虞衡志』等は『集』とは別に著録されている。あるいは『驂鸞録』だけは単行していなかったのであろうか。今本『驂鸞録』には最も佚文が少なく、足本の形に近い。このこととも関係があるようにも思われる。問題を提起しておく。

### 『石湖居士文集』の出現と『石湖大全集』の亡佚

『宋史』に著録する『石湖大全集』一三六巻本は『直齋書録解題』にいう『石湖集』一三六巻であり、『石湖集』というのは『石湖大全集』の略称に過ぎない。『石湖別集』二九巻は、その内容は不明であるが、わずかに二九巻である

(37) 趙希弁は太祖九世孫、袁州の人。清・陳祺寿「趙希弁傳」（孫猛『郡齋讀書志校證』上海古籍出版社 1990 年「附録一」）に詳しい。「江西漕貢進士、秘書省校勘書籍」の趙希弁「郡齋讀書後志序」によれば「宜春郡齋 袁州にて趙家三世所蔵の書籍に拠つて補足の上、刊刻された。

ことから見て、明らかに『石湖大全集』一三六巻とは異なり、『全集』本に未収のものを集めたものであるに違いない。では、これら『大全集』と『別集』とは別に著録されている『石湖居士文集』巻亡とはいかなる書であったのか。

まず注目されるのが書名の相違である。『石湖居士文集』は『石湖大全集』と異なっており、したがって内容も異にしていることが予想される。興味深いことにこの書名をもつ『集』は明代の官民の著録にしばしば見える。たとえば楊士奇等『文淵閣書目』（正統六年1441）巻9「日字號第三厨書目・文集」に

范至能『石湖居士文集』一部六冊、殘闕。

という。同じく巻数が記されていないが、わずかに六冊であったことから想像すれば明らかに『全集』の類ではない。錢溥（1408-1488）『祕閣書目』（不分巻）「集部」の「范至能『石湖居士〔文〕集』：六（冊）」も同一書で、「文」字を脱しているであろう。やや前の成立である『永樂大典』（永樂五年1407）には范成大的作品が多く録されており、今日の残巻に拠っても次のような名称が知られる<sup>(38)</sup>。

01	『范石湖大全集』	129条	詩、詞、筭、表、啓、制、銘、記、跋等
02	范至能『石湖集』	1条	奏筭
	范至能『石澗〔湖〕集』	1条	銘
03	『石湖范成大集』	2条	詩
04	『范石湖集』	4条	詩
05	范石湖詩	4条	詩
06	范成大詩	1条	詩
07	范石湖『北征小集』	1条	詩
	范成大『北征〔小〕集』	1条	詩
08	范石湖「田園雜興」	1条	詩
09	范石湖詞	5条	詞
10	范石湖『梅譜』	6条	(単行?)
	范成大『梅譜』	8条	
11	范成大『攬轡録』	1条	
12	范石湖『桂海虞衡志』	5条	
	『桂海虞衡志』	1条	
13	范成大『吳船録』	3条	
14	『吳郡志』	15条	

(38) 楽貴明『永樂大典索引』（作家出版社1997年）「范成大」（p 665）に拠る。

この中で「范至能『石湖集』」とは、引く所の作品が「奏筭」、「銘」であるから、それらを含むもの、『大全集』であり、この「石湖集」は「石湖大全集」の略であろう。つまり大半が『石湖大全集』からの引用である。そこで、詩を引いている『石湖范成大集』、『范石湖集』もその可能性が高い。『梅譜』、『攬轡録』、『桂海虞衡志』、『吳船録』等に至ってはこれらの『集』とは別に引かれているから単行していたものと思われる。ただし詩集である『北征小集』からの引用もあるから断定はできない。『北征小集』の作品は今本（清・顧氏刻本）『石湖居士詩集』巻12に収められており、『詩集』巻13に「此卷乾道壬辰冬赴廣西道中所作，舊名『南征小集』」という自注があるが、『北征小集』については注記がないから、単行していた可能性もある。なお、この中に『驂鸞録』が見えないのは先の宋元の著録と同じであり、単行していない、少なくとも流布していなかったことを告げている。ただしこの『永樂大典』に見える引用は今日の残巻に拠るものであるからこれも速断は避けねばならない。

今、『永樂大典』の引用から『范石湖大全集』等の存在が知られる。楊士奇等編『歴代名臣奏議』（永樂一四年）も范成最大の作を多く収めているが、内容や『大典』との時間の関係から見て『大全集』に拠ったものと判断してよからう。しかし『大典』、『奏議』の数十年後に成った『文淵閣書目』によれば「『石湖居士文集』一部六冊，殘闕」であった。『文淵閣書目』は遷都にともなって永樂一十九年（1421）に南京から北京に運ばれた図書を整理した時の目録であるから、『范石湖大全集』はこの間に散逸したかのようなのである。その約二百年後の孫能伝・張萱『内閣藏書目録』（万曆三三年1605）巻3にも「『石湖文集』四冊不全」として「宋孝宗朝范成大著，楊萬里序，凡三十四卷，二十二卷以後俱闕」と著録するのみである。明・李東陽（1447-1516）「跋存復先生（元・朱德潤1294-1356）遺墨」（『懷麓堂全集』文稿巻21）に「蓋范石湖『四時田園雜興』詩也。先生……。『石湖集』世不傳」<sup>(39)</sup>という『石湖集』も『全集』をいうものであろう。すでに1400年代後半には民間にも流伝していなかった。ただし中国史においては逆に宮廷藏書の中にそれがあれば、しばしば書写されて民間にも流伝していくのが常である。したがって1400年代の前期、永樂年間の後期には『石湖大全集』は散逸して伝わらなくなったと見做してよからう。ただこの間にあっ

(39)「田園雜興詩」六〇首は明・毛晋『詩詞雜俎』（『叢書集成初編』所據）に「石湖詩集」と題して収める。

て『内閣藏書目録』以前の撰である焦竑『國史經籍志』(万曆三〇年1602)<sup>(40)</sup>巻5「別集」には「范成大『石湖集』百三十六卷」として著録されている。しかしこれは一三六巻本が編纂当時、万曆年間に存在していたことをいうものではなかろう。そもそも『國史經籍志』の杜撰は早くから指摘されている所であるが<sup>(41)</sup>、『石湖集』については前代の書目等に拠って明朝に存在していたことが知られるものを著録しているに過ぎないであろう。『大典』が引く『石湖大全集』が焦竑のいう「『石湖集』百三十六卷」であり、たしかに永樂年間前期までは存在していた。その点からいえば『國史』の著録は誤りではない。

明の宮廷藏書つまり『文淵閣書目』に著録する「『石湖居士文集』一部六冊、殘闕」と『内閣藏書目録』に著録する「『石湖文集』四冊不全：凡三十四卷、二十二卷以後俱闕」は同一書を指していると考えられる。この『石湖文集』と称されるものは存二二巻で四冊であって本来は三四巻であるから「六冊」本『石湖居士文集』である可能性が高い。この書は『石湖大全集』一三六巻とは異なり、書名「居士文集」と巻数三四に特徴があるが、私家藏本の中にも同じ書名と巻数のものが伝わっている。たとえば清・瞿鏞『鐵琴銅劍樓藏書目録』(咸豐七年1857)巻21に「『石湖居士文集』三十四卷：舊鈔本。……今僅存『詩集』一種、曰“文集”者猶仍舊本也。舊爲(明)吳文定藏書、板心有“叢書堂”三字」、民国・傅增湘『藏園群書經眼録』巻14に「『石湖居士文集』三十四卷：明寫本、十行二十一字。余藏」といい、今日に至っても図書館にいくつかの『石湖居士文集』三四巻が所蔵されている<sup>(42)</sup>。また明・葉盛(1420-1474)『菴竹堂書目』巻3「子雜」に「范至能『石湖居士文集』六冊」というのも同名の六冊本であるから三四巻本の可能性があり、祁承燾『澹生堂藏書目』(万曆十一年1613)巻一三「續收」にいう「『石湖居士集』八冊：三十四卷、范成大」も八冊ではあるが三四巻であるから『石湖居士〔文〕集』であろう。

このように明代には、『石湖大全集』一三六巻は散逸したが、一方で『石湖

(40) 焦竑は万曆二二年に修撰明国史、『國史經籍志』は万曆三〇年刊、台湾・国家図書館に原刊本所蔵(『國立中央圖書館典藏國立北平圖書館善本書目』(國立中央圖書館編印1969年、p117)。

(41) 清・張廷玉『明史・藝文志』巻1に「明萬曆中、修撰焦竑修國史、輯經籍志、號稱詳博、然延閣、廣內之藏、竑亦無從徧覽、則前代陳編、何憑記錄」といい、具体的に『國史經籍志』の清・伍崇曜「跋」に『實録』類について「此據『宋史・藝文志』而列之」と例示している。

(42) 『中國古籍善本書目・集部(上)』(上海古籍出版社1996年、p351)に拠れば、北京図書館(明吳氏叢書堂抄本)、山東省図書館(明徐樹跋)に所蔵。



居士文集』と称する三四巻本が抄本の形で流布していた。

### 『石湖居士文集』と『石湖居士詩集』の関係

では、この『石湖居士文集』六冊三四巻本とはいかなる書なのか。『四庫全書』副総裁であった清・彭元瑞(1731-1803)の『知聖道齋讀書跋』(嘉慶中)巻2「范石湖集」に次のようにいう。

標目『文集』，以「賦、騷」爲首卷，接「詩」三十三卷，而無文，或當時未編成，或後佚之。此猶舊鈔，有“李太僕”名印。“太僕”以字(應禎)行。

姓，其本名也，景泰時人。

ここにいう明・李姓旧蔵の鈔本『范石湖集』・『石湖文集』は北京図書館(今の国家図書館)所蔵の「彭元瑞校」本であろう<sup>(43)</sup>。それによれば書名は正しくは『石湖居士文集』であり、その内容は彭『跋』にいうように「賦、騷」一卷と「詩」三三巻のみの、つまり「無文」の詩集三四巻本であった。「李太僕」は、名は姓(1431-1493)、字は應禎、長洲(蘇州)の人、弘治(1488-1505)初に太僕少卿となる。書家、収蔵家として知られる。先に挙げた『鐵琴銅劍樓藏書目錄』の「『石湖居士文集』三十四巻：舊鈔本」に「舊爲吳文定藏書，板心有「叢書堂」三字」という吳文定は吳寛(1435-1504)のこと。字は原博、長洲の人、諡は文定、室号は叢書堂。吳寛も書家として著名で、その手抄本は“吳抄本”と呼ばれ、紅格紙を用いて版心に「叢書堂」を刻しているという<sup>(44)</sup>。本書も北京図書館に所蔵されている<sup>(45)</sup>。吳寛が「『范石湖集』有「臥帽詩」，病中畏寒略效其制」(『匏翁家藏稿』巻25)、「新正無事，偶閱鄉先哲范文穆公『石湖詩集』，見其多道吳中事，因……」(巻26)という『石湖集』、『石湖詩集』はその蔵書『石湖居士文集』を指すはずである。吳寛と李姓には同時代にして吳門の文人という共通点があるだけでなく、著名な書画家文徵明(1470-1559)が文を吳寛に学び、書を李姓に学んだことで知られるように<sup>(46)</sup>、兩人に接点があったことから考えれば、吳寛手抄本と李姓蔵抄本は同一書に出るものであること、ほ

(43)『北京図書館古籍善本書目・集部』(書目文獻出版社)に「『石湖居士文集』三十四巻(6155)：宋范成大撰，明抄本，彭元瑞校，翁同書批並跋，四冊，十行二十字，無格。存二十一巻：十四至三十四」(p 2199)。

(44) 瞿冕良『中国古籍版刻辞典』(齊魯書社 1999年)「叢書堂」(p 114)。

(45)『北京図書館古籍善本書目・集部』に「『石湖居士文集』三十四巻(3588)：宋范成大撰，明吳氏叢書堂抄本，四冊，十行二十字，白口左右雙邊」(p 2199)。

(46)『明史』巻287「文苑傳・文徵明傳」に「學文於吳寛，學書於李應禎，學畫於沈周，皆父友也」。

ば間違いなからう。後に明末清初の蔵書家の間で、錢謙益『絳雲樓書目』（清・陳雲景注）巻3「宋文集類」に『石湖居士詩集』六冊：三十三〔四？〕<sup>(47)</sup>巻、季振宜『季滄菴藏書目』の「宋元雜板書・詩集部」に「宋『石湖居士范成大詩集』三十四卷：六本」というのも『詩集』であるが、六冊三四卷本であり、また毛扆『汲古閣珍藏秘本書目』の「集部」に『石湖居士詩集』八本：舊抄」というのも八冊ではあるが同じく「詩集」であるから三四卷本であろう<sup>(48)</sup>。『石湖居士文集』六冊三四卷本は「賦、騷」一卷、「詩」三三卷から成っており、『石湖居士詩集』六冊三四卷は同系の書であると考えられる。

これを冊数と巻数の関係から見れば、『宋史』にいう『石湖居士文集』巻亡が一三六巻か一三〇巻であるかを問わず、そもそも百巻の書が「六冊」あるいは「八本」であったならば、冊あたり一〇巻ということになり、一般的に比べて分量が多すぎる。優に一〇冊を超えるであろう。ちなみに南宋・黄震『黄氏日鈔』巻67「讀文集九」に「范石湖文」と称して抄録されているもの、たぶん『石湖大全集』一三六巻は、数巻をまとめて一冊にしたものであり、「啓」類には「第百四巻諸『啓』多可讀者，第十七冊兩卷亦『啓』，皆賀政府者，文尤雄雅」というから、明らかに『石湖居士文集』の「一部六冊」よりも冊数が多い。また「詞賦雜詩」類には「“狼石”二字三見：此冊『湘口夜泊』詩云“狼石蹲清漲”；『土門』詩云“狼石臥中路”，並十六卷；『離堆行』云“殘山狼石雙虎鎖”，十九卷。……又後冊二十卷『瞿唐行』云“鑿峽疏川狼石破”」というから、巻十六から巻十九は同冊、巻二十から次の冊であり、仮に四巻を一冊としていたとしても、一三〇巻で三〇冊を越す。明『内閣藏書目』の『石湖文集』三四巻は一部散逸していたが、四冊二二巻であったから五、六巻で一冊を成していたであろう。そこで明朝の『文淵閣藏書目』、『祕閣書目』に著録する『石湖居士文集』、『石湖居士集』六冊本は一三六巻本、一三〇巻本とは全く異なるものであり、『石湖居士詩集』三四巻本と同系統の詩集と考えてよい。そ

(47) 順治七年（1650）絳雲樓失火の後、残った蔵書は孫・錢曾の述古堂に帰しており、『述古堂藏書目』巻2「詩集」に『范石湖集』三十四巻と見える。また、季振宜の蔵書は多くは毛氏汲古閣と錢氏述古堂に由来しており、その『石湖居士詩集』は三四巻六本。ただし故宮博物院（台湾）に「范石湖詩集三十三巻：朱絲欄精鈔本八冊」（国学文献館『書目叢刊・中國歴代詩文別集聯合書目（7）』等）が所蔵されている。この三三巻本は「賦、楚詞」一卷を刪去したものでなからうか。

(48) 本書は毛扆の父・毛晋（1599-1659）の蔵書録であり、後に季振宜に譲渡した時の目録でもあるが、季振宜蔵書本は六冊本、毛家蔵本は八冊本であるから別本である。

うならば『宋史』にいう『石湖居士文集』巻亡」も、『石湖大全集』一三六巻本と区別されている点、また『居士文集』という書名が使われている点から、明・文淵閣蔵の『石湖居士文集』六冊本と同じ三四巻の詩集であったと考えられる。歴代の王朝がそうであるように、元の内府蔵本は明朝に接収されており、書名および「巻亡」と「殘闕」「不全」という伝存状態の一致から憶測すれば、『石湖居士文集』巻亡本もその一つであったかも知れない。ただし元代が宋朝から接収したのではなく、「巻亡」というのは書名のみ記されていた南宋の著録に拠った可能性も否定できない。いずれにして『石湖居士文集』と称された書が南宋には存在していた。

### 『石湖居士文集』の成立

では、その成立はいつなのか。その年代を明記しているものは、管見の限りでは、『増訂四庫全書簡明目録標注』（宣統三年1911）巻16「集部」の清・邵章「續録」であり、『石湖詩集』三十四巻」について「宋嘉定間其子刊本」という。その根拠は明示されていないが、嘉定年間（1208-1224）は家堂本が刊刻された嘉泰三年（1203）の後であるから時間的には矛盾しない。また、南宋・劉克莊（1187-1269）『後村先生大全集』巻180「詩話」（『後村詩話・續集』巻4）には『石湖詩』三十四巻：五言如……，六言……，七言……，七言絶句……』として約三〇首引いている。たしかに南宋に『石湖詩』三四巻があり、時間的にも邵章「續録」にいう「嘉定間」と矛盾しない。また、祝穆『方輿勝覽』は嘉熙三年（1239）の呉「序」、「自序」があり、咸淳二年・三年（1267）頃に祝洙による増補重訂を経て刊刻されており、その巻首に掲げる「今具引用文集于後」には「元本拾遺，各入本州之下。新增五百餘條，除山川風俗等無詩文者，餘並標出」といって約二千条を列挙し、その中に范成大の作としては次の八つが見える。

「記」：范至能「三高祠記」，新增。

范至能「舎蓋堂記」，新增。

范至能「南嶽廟記」，新增。

「序」：范至能「『虞衡志』序」。

「詩」：范至能「瞿唐峽」。（今本『詩集』巻19「瞿唐行」）

范至能「送丁司理」。（今本『詩集』に無し，「范仲淹」の誤り）<sup>(49)</sup>

范至能「合州」。（今本『詩集』巻16「嘉陵江過合州漢初縣下」）

范至能「讀『中興頌』」。（今本『詩集』巻13「書浯溪中興頌碑後」）

『〔桂海〕虞衡志』や「詩」類が祝穆の初本ですでに使われているにも関わらず、「記」類がいずれも「新增」になっているが、「三高祠記」が『日抄』に節録されているように『大全集』に入っていたはずであるから<sup>(50)</sup>、祝穆は『大全集』を使用していなかった、と同時に『虞衡志』や詩集が単行しており、それを使用していたのではなかろうか。かりに『虞衡志』が『大全集』に入っていたとすれば、「記」類も当然使用しているはずである。そこで祝穆が『大全集』ではなく、詩集を利用していたのならば、『石湖居士文集』三四巻本は嘉熙三年(1239)以前に単行流布していたと推測される。これも嘉定年間(1208-1224)説には矛盾しない。

しかしこの嘉定説にはいくつか疑問がある。まず、劉克莊は『石湖詩』三十四巻<sup>(49)</sup>と<sup>(50)</sup>いって詩を引いた直後に「石湖長短句」といって詞を引いているから、「詞」を含むもの、つまり郡庠刻本『大全集』一三六巻あるいは家堂刻本『石湖集』一三〇巻からの引用である可能性が高い。『石湖詩』三十四巻とは「詩」が『集』の巻三四までにまとめられていたためにそのように呼んだとも考えられる。次に、三四巻本の名称は『石湖居士文集』であり、『石湖詩集』ではない。ただし清初の錢謙益『絳雲樓書目』巻3「宋文集類」、季振宜『季滄葦藏書目』(不分巻)「宋元雜板書・詩集部」に『石湖居士詩集』六冊三四巻を著録しているから宋刻本と見做している可能性がある。仮に「續録」にいうものと錢氏等蔵本が同じものを指すとしても、「續録」が「其子刊本」というのは范莘「跋」にいう家堂刻本『石湖集』一三〇巻であり、家堂刻本は嘉泰三年(1203)の刊刻であるから、わずかその数年後に一三〇巻本から三四巻が抽出されて別に『石湖詩集』として刊行され、さらにその数年後(紹定三年1230~六年?)に『詩集』三四巻を含む郡庠刻本『大全集』一三六巻が刻行されたことになる。考えられないことではあるが、極めて稀な例であろう。しかし嘉

(49)『全宋詩』巻116に范仲淹「送丁司理赴明州」あり。

(50)「南嶽廟記」は『方輿勝覽』巻24「衡州」には見えず、巻23「潭州」に「南嶽廟」条に「范至能『驂鸞記』[録]」として南嶽廟に関する記載が見え、これを指すと思われる。全文は『驂鸞録』の「(二月)七日」から「九日」の条に見えるから、それからの節録であって「南嶽廟記」とは『方輿勝覽』による仮称ではなかろうか。「舎蓋堂記」は『輯存』(p189)「佚著存目表」が『康熙〕歙縣志』巻3から題名を拾遺する「金蓋堂記」。『方輿勝覽』は「記」を巻16「徽州」に収めている。「歙縣」は徽州に属し、「記」中にも「沂新安江」、「浮歙浦」の語がある。新安江は歙県を流れる川。また「坦然砥如者……故名之曰「舎蓋」というから「金蓋」ではなく「舎蓋」が正しい。近形の訛。

定年間（1208-1224）に刊行されたのであればその十数年に平江府に赴任している陳振孫が『解題』に『大全集』のみ著録して『詩集』を著録していないのは不自然である。そもそも「續録」は「其子刊本」という以上、その事を記す唯一の資料である范莘「跋」に拠っているはずであり、今日伝わる三種類の范莘「跋」にはいずれも「嘉泰」とある。「嘉定」は「嘉泰」の誤字あるいは混同の可能性が高い。そこで现阶段では「嘉定」刊行説は存疑としておき、明・永樂年間後に『石湖大全集』一三六巻が散逸してからはそれに替わって『石湖居士文集』三四巻が流布しており、すでに南宋に始まることは確かであるが、刊行されたとしても陳振孫が平江府にいた嘉熙四年（1240）より後のことであると考えておくのが穏当であろう。抄本としてはそれより前に通行しているはずであるが、多くは郡庠刻本『大全集』以後であろう。

### Ⅲ 顧氏刻本『石湖居士詩集』三四巻と『石湖居士集』一三〇巻

宋元の著録では范莘「跋」にいう一三〇巻本の存在を確認することはできないが、仮に存在したとすれば、それはいかなる版本なのか、そもそも范莘「跋」を伝えていたのはいかなる書なのか。

#### 范莘『石湖居士集』跋と顧氏刻本の識語

管見によれば一三〇巻と記して今日知られるものは范莘「跋」のみである。そして今日この「跋」を収めるものとして知られるものは明・金蘭館銅活字印本『石湖居士集』<sup>(51)</sup>（弘治一六年1503）末の「後記」、明・錢穀（1508-1572）『呉都文粹續集』<sup>(52)</sup>巻55の『石湖居士集』跋、清・顧氏刊本『石湖居士詩集』（康熙二七年（1688）顧嗣協、嗣臯、嗣立重訂）<sup>(53)</sup>巻首の『石湖居士集』跋である。また清・瞿鏞『鐵琴銅劍樓藏書目錄』（咸豐七年1857）に著録する呉寛（1435-1504）叢書堂手抄本『石湖居士文集』三四巻本にも「有楊萬里序、男莘跋」とあるという<sup>(54)</sup>。

(51) 四川大学古籍整理研究所編『儒藏系列・宋集珍本叢刊（48）』（綫装書局2004年）所収影印本。版心は「宋集珍本叢刊」に改められている。原刻本是北京図書館、上海図書館に所蔵（『中國古籍善本書目・集部（上）』上海古籍出版社1996年、p351）。北京図書館編『中國版刻圖録』（文物出版社1961年増訂本）「石湖居士集……金蘭館銅活字印本」（p97）には「前後無序跋」という。

(52) 四庫全書（集部總集類）に収める。他に清・丁丙“八千卷樓”抄本『呉都文粹續集』があり、于氏『年譜』（p408）によれば「抄本佳」というが未見（現在は南京龍蟠里的国学図書館に所蔵か）。今、それに拠る于氏の引用を参照。

まず先の著録と比較して容易に気がつくのが、范莘「跋」ではいずれも書名を「石湖居士集」に作るという共通点およびそれと楊「集序」にいう「石湖先生大資參政范公文集」との相違点である。范莘「跋」は楊「集序」にいう「石湖先生大資參政范公文集」に附されたものであるから、楊「集序」では「居士」が略されていることになる。そうならば本来は「石湖居士先生大資參政范公文集」、「石湖先生大資參政范居士文集」とでも称したのであろうか。いささか奇異に感じられる。ちなみに成都時代に作られた陸游「范待制詩集序」（『渭南文集』巻14）では「石湖居士范公待制敷文閣」と呼び、楊万里の詩題に「和石湖居士范至能與周子充夜游石湖、松江詩韻」、「寄題石湖先生范至能參政石湖精舍」という。果たして両者は同一書なのであろうか。

范莘「跋」は諸本の間には若干の文字の異同が認められ、『呉都文粹續集』所収の出自は不明であるが、顧氏刻本のそれよりも金蘭館活字印本のそれに近い。また、『呉都文粹續集』が『石湖居士集』跋」というのは、それよりも早い金蘭館本が「後記」と称しながら書名が『石湖居士集』であるのと関係があるようにも思われる。つまり『呉都文粹續集』が金蘭館本『石湖居士集』から採録して『石湖居士集』跋」と題したことが想定され、さらに顧本が『石湖居士集』跋」というのも金蘭館本との関係を髣髴させる。いずれにしても「跋」の記載を信じれば、家堂刻本一三〇巻本が当時伝在していてそれに附されていたことになる。今、顧本には「目次」の後に顧嗣協（1663-1711、号依園）の題識が附されており、それに次のようにいう。

『石湖詩集』三十三卷，凡古今各體詩一千九百一十六首，范文穆公手編定。宋嘉泰間，其子莘等刻以行世，合詩文凡百有三十卷。明時曾已重刻，而流傳頗少。又有活板印本，殘闕甚多。今藏書家多有抄本，而訛舛異同，魯魚錯出。吾友金子亦陶所藏，從宋板抄得，更爲廣集諸家，較勘精密，可稱善本。茲先刻其『詩集』，以公諸同好。卷帙前後，悉依原本所編。其間諱字如……，皆略爲改正，……，姑闕之以俟考。外附「賦、楚辭」一卷、「樂

(53) 『四部叢刊初編』所収愛汝堂刊本。上海商務印書館『四部叢刊書録』（民國十一年1922）末に附す「四部叢刊成記」に『石湖居士文〔詩〕集』擬用明金蘭館活字本，……印本漫漶，攝影之後，竟同沒字，故……『石湖集』易爲愛汝堂本，顧本を採用した経緯を記す。版心に「愛汝堂」三字あり。

(54) 本書是北京図書館に蔵されている「呉氏叢書堂抄本」であろう。これが現存するものの中で最も古いものではなからうか。ただし未見であり、范莘「跋」は確認できていない。

府」一卷。「賦」本在「詩」前，今附於「詩」後者，『集』以「詩」名，從其類也。……康熙戊辰（二七年 1688）八月中秋前一日，依園主人（顧嗣協）謹識。

まず、范莘『跋』にいう詩文一三〇卷本は「明時曾已重刻，而流傳頗少」であったというが、先に考察したようにそれを著録している書目さえ見当たらない。明朝に『石湖大全集』一三六卷本が存在していたことは確かであるが、これに至っても永楽中の遷都後には散逸している。明代に流伝しているものは三四卷本の『詩集』というべきものであり、少なくとも文も収めた『全集』の重刻は知られていない。顧氏がこれに次いで挙げる「活板印本」とは清・瞿鏞『鐵琴銅劍樓藏書目録』巻21「集部」の「『石湖居士集』三十四卷」に「此本用活字擺印，板心有“弘治癸亥金蘭館刻”八字，與舊鈔本（『石湖居士文集』三四卷）間有小異處」<sup>(55)</sup>という明・弘治十六年（1503）金蘭館銅活字印本のことであるが、これも現存本によれば巻1「賦、騷詞」、巻2から巻34「古律詩」に編次されている三四巻の詩集である<sup>(56)</sup>。そうならば、「明時曾已重刻」以下の叙述は「合詩文凡百有三十卷」の『全集』ではなく、『詩集』についていうものかも知れない。

今、顧氏刻本には巻首「目次」の前に楊万里「序」、陸游「序」および「『宋史』本傳」を附している。「本傳」は元代の編であるから後人の加えたものであることは明らかであるが、「楊万里『序』」とは「石湖先生大資參政范公文集序」（『誠齋集』巻82）のことであり、「陸游『序』」とは「范待制詩集序」（『渭南文集』巻14）を指す。陸「序」は、それに「公時從其屬及四方之賓客，飲酒賦詩。……公之自桂林入蜀也，舟車鞍馬之間有詩百餘篇，號『西征小集』，尤雋偉，蜀人未有見者，盍請於公以傳，屢請而公不可，彌年乃僅得之。於是相與

(55) 末に注記して「巻首有“季振宜藏書”、“季滄葦圖書記”二朱記」といい、四川大学古籍整理研究所編『儒藏系列・宋集珍本叢刊（48）』（綫裝書局 2004 年）所収金蘭館銅活字印本（影印本）は巻首を缺くが、巻一末に「滄葦」，集末に「季滄葦圖書記」と「瞿□□印」の藏書印あり。冊数は未詳であるが、北京図書館蔵の金蘭館銅活字印本『石湖居士集』三四巻は十冊（前後無序跋）。清初・季振宜『季滄葦藏書目』に金蘭館本の著録は見えず、ただ「宋石湖居士范成大詩集三十四巻：六本」が著録されているがこれは金蘭館本ではなからう。

(56) 「目録」では「巻二」を誤って「巻一」に作る。また巻一では「騷詞」ではなく「楚詞」に、各巻では「古律詩」ではなく、「詩」に作る。

刻之、而屬某爲序。淳熙三年上巳日」というように、桂林から成都までの道中の作『西征小集』および成都到着直後の作を集めたもの『范待制詩集』の「序」であって本来は『石湖集』の「序」ではない。しかしこれも「詩集序」と題されていることから恐らく後人が『詩集』に加えたものであろう。これが清・金亦陶、名は侃（1603? - 1703）所蔵の「従宋板抄得」した宋版にあったものであれば、その宋版そのものが『詩集』として編集されていたことを想像せしめる。

### 『石湖居士集』三四巻本と『石湖大全集』一三六巻本の関係

では、顧氏刻本『石湖居士詩集』三四巻が拠ったという宋版旧抄本『石湖居士集』一三〇巻本とはいかなるものであったのか。南宋末・黄震『黄氏日鈔』巻67「讀文集九」は「范石湖文」には「詞賦雜詩」、「奏狀」、「啓」、「雜文」、「記」などの類目を示して節録しているから、詩だけではなく文も収めたもの、『石湖大全集』一三六巻あるいは『石湖集』一三〇巻本に拠ったものと思われる。中には類目の他に作品の題名、作品中の語句、さらに巻数、冊数を示している箇所があり、これによって原書宋本の片鱗を窺うことができる。そこで『日抄』の「詞賦雜詩」部分と顧本『石湖居士詩集』とを対比することによって両者の関係を見てみたい<sup>(57)</sup>。今その対照表『石湖集』三四巻の編次を掲げる。「表」中の顧本の「数」に示したアラビア数字は顧本が「目次」で巻ごとに「巻……：詩……首」として示している作品数。「詞賦雜詩」の「巻」中の〔 〕巻数や「類」中の〔 〕類目は顧本との対比によって推測したもの。

両者の巻と所収の作品名およびその編次は基本的に対応しており、これに

『石湖集』三四巻の編次							
『黄氏日鈔』巻67「范石湖文」の「詞賦雜詩」			顧氏刻本『石湖居士詩集』				
巻	類	「題名」・「語句」及び注釈	巻	類	数	「題名」・自註	
〔1〕	〔賦〕	「館娃宮賦」	34	賦	6	「ク」	
		「問天醫賦」				「ク」	
		「望海亭賦」				「ク」	
		「桂林中秋賦」				「ク」	
	〔楚詞〕 四首	「幽誓」		嗣出	楚辭	4	「ク」
		「愍遊」					「ク」
		「交難」					「ク」
		「將歸」					「歸將」

(57) 『日抄』は乾隆三二年新安汪氏刊本、四庫全書文淵閣本の二種を、顧本は四部叢刊本を用いる。



[2]	古律詩	「河豚嘆」	1	詩	46	「ノ歎」 以下赴金陵漕試作。
[3]	〔古律詩〕	「荆公墓」六言	2	詩	54	「荆公墓二首」 以下歸崑山作。
		「姑惡」				「ノ」
		「舟行驟雨」				「大暑舟行…雨驟至…」
[4]	〔古律詩〕		3	詩	63	以下二十首，城西道中。
[5]	〔古律詩〕		4	詩	67	
[6]	〔古律詩〕	「後催租行」	5	詩	51	「次韻…謂歛溪而黃君…浙之源」
		“謂歛溪爲浙江之源…黃君…”				「後催租行」
[7]	〔古律詩〕		6	詩	43	
[8]	〔古律詩〕		7	詩	49	以後十五首，沿徽嚴、杭道中。
		“自徽至嚴，二百灘， 以乳灘爲最險”				「嚴州」 「乳灘」
		“黃山三十六峯以天都峯爲最高”				「天都峯」
		「溫泉」				「……」
[9]	〔古律詩〕		8	詩	52	
[10]	〔古律詩〕	「次韻胡邦衡」	9	詩	51	「次韻胡邦衡秘監」
[11]	〔古律詩〕		10	詩	59	以下館中作。
		「贈倪文學」				「倪文學奉常將歸東林…以贈行」
						以下白塔新居作。
[12]	〔古律詩〕		11	詩	65	以下自處州再至行在作。
						以下辛卯，自西掖歸吳作。
		「會散夜〔野〕步」詩				「會散野步」
						以下十五首，三十年前所作。
						以下六首，皆夢境所作。
13	〔古律詩〕	律詩，使邊道中作。（『北征小集』）	12	詩	72	八月一日渡盱眙，過泗州，……。
		“汴河自泗洲……”				「汴河」
		「西瓜」				「西瓜園」
		“黃河……漸水”				「漸水」
		“滑州……”				「舊滑州」
		“漢魏公……”				「相州」
		「曹操七十二疑塚」詩				「七十二塚」
		“安肅軍……白溝……”				「白溝」
		“……太行……”				「太行」
		“涿北……灰洞……”				「灰洞」
		「蹋鷓巾」				「ノ」
「燕宮」	「ノ」					

14	〔古律詩〕	〔『南征小集』〕	13	詩	44	此卷……，舊名『南征小集』。	
		「游弁山」				「與吳興薛士隆使君遊弁山……」	
		「題浯溪」				「書浯溪中興碑後」	
		「游愚溪」				「愚溪在零陵城對岸……」	
15	〔古律詩〕	〔『乙稿』〕	14	詩	54	以下桂林作，舊在『乙稿』。	
		“蠻茶……老酒……”				「食罷書字」	
		“一南人以蚺蛇皮作腰鼓……”				「次韻平江韓子師侍郎見寄三首」	
〔16〕	〔古律詩〕	自廣易蜀…紀行詩。(『西征小集』)	15	詩	69	「初發桂林……」	
		“嚴關者……”				「嚴關」	
		“鐘嘴者……”				「鐘嘴」	
		“羅江者……”				「羅江」	
		16				「湘口夜泊」詩	「夕」
		「將至公安」詩				「夕」	
		16				「土門」詩	「夕」
〔17〕	〔古律詩〕	“萬州杏……”	16	詩	65	「萬州」	
		“至遂寧府始見平川”				「遂寧府始見平川……」	
〔18〕	〔古律詩〕	「安福寺禮塔」詩	17	詩	69	「丙申元日安福寺禮塔」	
〔19〕	〔古律詩〕	“老宅……”	18	詩	60	「青城山會慶建福宮」	
		“索橋……”				「戲題索橋」	
		19				「離堆行」	「夕」
20	〔古律詩〕	公出蜀時詩也。	19	詩	52		
		“安江……”				「安江道中」	
		「瞿唐行」				「夕」	
		“黃魔灘……”				「秭歸郡圍絕句」	
		“秭歸縣治……”				「宋玉宅」	
		“巫山不止十二峯……”				「後巫山高」	
		“黃牛峽廟……”				「黃牛峽」	
		“……假十二峯”				「假十二峯」	
		“扇子峽……”				「扇子峽」	
		“荊渚回望……”				「荊渚中流回望巫山……」	
		“南樓在……”				「鄂州南樓」	
		“江州庾樓……”				「江州庾樓夜宴」	
		“大孤山澎湃磯皆在湖口”				「湖口望大孤」	
		“大孤山澎湃磯皆在湖口”				「澎湃磯阻風」	
		“馬當伏……”				「放舟……馬當水府……」	

21	〔古律詩〕	還直玉堂與還吳所作。	20	詩	84	〔淳熙五年四月二日，直宿玉堂〕
		“太湖靈祐觀”				〔靈祐觀〕
		“林屋洞”				〔林屋洞〕
		“毛公壇”				〔毛公壇福地〕
		“銷夏灣”				〔銷夏灣〕
		“華山寺”				〔華山寺〕
		〔嘲蛟四十韻〕				〔々〕
22	〔古律詩〕	二十二之二十六多帥鄞所作。	21	詩	60	
〔23〕	〔古律詩〕	自鄞移金陵，將行徧游諸山。	22	詩	42	
		“游鍾山”				〔鍾山閣上望雨〕
〔24〕	〔古律詩〕	歸吳。〔洞霄集〕	23	詩	72	
		〔上元節物三十二韻〕				〔上元…節物俳諧體三十二韻〕
		“釋氏……”				〔謝夔養正送蕪竹杖〕
〔25〕	〔古律詩〕	“馬窗竟中……”	24	詩	70	〔初秋閒記園池草木五首〕其五
		〔白鬚行〕				〔々〕
〔26〕	〔古律詩〕	“所藏小峨眉……”	25	詩	63	〔小峨眉〕
		“煙江疊嶂……”				〔煙江疊嶂〕
		〔甲辰除夜吟〕				〔々〕
〔27〕	〔古律詩〕	〔丙午新正〕詩	26	詩	56	〔々〕
		〔吳燈〕詩				〔詠吳中二燈〕
		〔初夏〕詩				〔初夏三絕〕其二
		〔梅雨〕				〔梅雨五絕句〕其二
〔28〕	〔古律詩〕	〔田園雜興〕	27	詩	79	〔四時田園雜興六十首〕
		〔重陽後菊〕				〔重陽後菊花〕
		〔送炭〕				〔雪中送炭與夔養正〕
〔29〕	〔古律詩〕	〔靈岩〕	28	詩	75	〔王仲行……勸農靈巖……〕
		〔園田歎四首〕				〔園田歎四絕〕
		〔素羹〕詩				〔々〕
		〔元日立春〕				〔元日立春感歎有作二首〕
		〔秋雷歎〕				〔々〕
〔30〕	〔古律詩〕		29	詩	50	
〔31〕	〔古律詩〕	〔臘月村田樂府十首〕	30	詩	33	〔々〕
〔32〕	〔古律詩〕		31	詩	51	
33	〔古律詩〕	〔霜後十二絕〕	32	詩	57	〔霜後紀園中草木十二絕句〕
		“虎丘石井……”				〔再到虎丘〕
		〔白玉樓步虛詞〕序				〔々〕

〔34〕	〔古律詩〕	〔愛雪歌〕	33	詩	39	「ク」
		〔養正元日六言……次韻〕				〔次韻養正元日六言〕
			34	(底本では卷1。今、対応させるために移動。)		
〔35〕	〔詞〕	〔石湖詞〕、楊長孺〔石湖詞跋〕に『餘妍亭藁〕二百十有二闕〕	35 嗣出	詞	?	
〔36〕	?					
〔37〕	?					

よって原本を復元することができよう。ただし問題がないわけではない。まず『日抄』では「古律詩：『河豚嘆』“百年……”」とあり、金蘭館本の「目録」でも毎巻に「古律詩」というから、これが類目であったと思われる。ただし金蘭館本は各巻巻首ではただ「詩」という。顧本では「目次」、各巻巻首ともに「詩」というのみ。金蘭館本は『日抄』と同じく巻1に「賦」と「騷詞」、巻2から「古律詩」の編次になっており、顧本が改編する前の形を留めているといえよう。次に、編次にも異同が見られる。『日抄』に「石湖初爲新安掾，謂歙溪爲浙江之源，正可言江，述黃君謨『州學記』云“瀕江地卑”」というのは顧本巻5、金蘭館本巻6の「次韻（胡）子文探梅水西，春已深，猶未開。水西，謂歙溪，而黃君謨『州學記』云“瀕江地卑。”蓋此水爲浙〔江〕之源，正可謂之江也」と題する詩のことであるが、『日抄』にはこの詩の前に「後催租行」詩があり、顧本、金蘭館本では順序が逆になっている。また顧本は「浙之源」に作るが、金蘭館本には「江」字があり、『日抄』と同じ。「後催租行」詩の冒頭には「老父田荒秋雨裏」と詠むが、「次韻子文探梅水西，春已深，……」詩は春の作であり、さらにその後には「次韻子文衝雨迓使者，道聞子規」詩があり、これも春の作であるから、「次韻子文探梅」詩の編次は「後催租行」詩の後、「次韻子文衝雨」詩の前が適当である。つまり顧本、金蘭館本の編次よりも『日抄』のそれが時節の順に合っている。ただし「後催租行」詩は秋の作で「次韻子文」の二首は春を詠むから、その間は半年もあり、しかもこの十数首前の「天平先隴道中，時將赴新安掾」詩に「竹塢梅溪未放春」とあるから新安県に出発したのは早春である。そうならば「後催租行」詩は「次韻子文」詩の前でなかったかも知れない。次に、『日抄』は「萬州」詩を「索橋」（顧本巻18）の後に置くが、路程を考えれば万州は遂寧府の前にあるから詩「至遂寧府始見平川」よりも前に編次されるべきであり、顧本が巻16、金蘭館本が巻17に入れているのが正しいであろう。今それによって改めた。この編次は作者范成大ではなく、『日抄』の誤りであろうか。『日抄』に「是年正月二十八日自廣易蜀，五月二十

六日至遂寧，紀行詩百三十五首」というのは陸游『范待制詩集』序にいう「公之自桂林入蜀也，舟車鞍馬之間有詩百餘篇，號『西征小集』」であり，広西・静江府の出発から蜀・遂寧府に到着するまでの間の「紀行詩」を収めるのは一六、一七の両巻であるが，それに対応する顧本には「巻十五：詩六十九首」、「巻十六：詩六十五首」とあり，計 134 首で 1 首欠き，さらに「萬州」詩を『日抄』に従って「索橋」詩の後にあったとするならば，十六巻は詩 64 首になるから 2 首少なくなつて一致しない。また，『日抄』は巻 19 の作品を「老宅」、「索橋」、「萬州」、「離堆行」の順で排しているが，前巻にあるべき「萬州」以外の三詩の順も顧本では逆になっているから，同じく誤りである可能性が高い。そうならばこれらも『日抄』の伝抄刻刊の誤りではなからうか。『日抄』にいう「第十三巻，律詩，使邊道中作」は『永樂大典』に引く「范石湖『北征小集』」である。前述したように提拳臨安府洞霄宮時期の『洞霄集』は郷里での静養中の作であり，顧本巻 23 から巻 31 に当たるであろう。

#### 顧氏訂刻本『石湖居士詩集』の底本

顧氏の識語に「宋嘉泰間，其子莘等刻以行世，合詩文凡百有三十卷」という。これはたしかに范莘「跋」に「詩文凡百有三十卷，求序於楊先生誠齋，求校於龔編修芥隱，而刊於家之壽櫟堂。……嘉泰三〔二〕年十二月初三日」というのに符合してはいる。また顧本は「茲先刻其『詩集』」といい，『日抄』の編次と顧氏刻本『石湖居士詩集』三四巻はよく対応しており，そこで顧氏刻本は「宋板」『石湖集』一三〇巻の前半に編次されている「賦、詩」から取つて「賦」と「詩」を入れ替えたものであるように解せられる。ちなみに清・紀昀「四庫全書總目提要」巻 160 の「石湖詩集三十四巻」に「此本爲長洲顧嗣立等所訂，乃於『全集』之中獨摘其詩別行，而附以『賦』一卷」といい，今日に至つても孔凡礼『輯存』の「范成大著述目錄」に「『石湖居士詩集』三十四巻。有明弘治活字本、清康熙顧氏及黃氏刊本、四庫著録本。此書，乃自『全集』中抽出單行者」（p192），また同氏『范成大筆記六種』（2002 年）に「據清康熙間顧嗣立刻『石湖居士詩集』巻首題識，其時范成大『石湖大全集』尚在」（p74）というのもそのように解するものであり，張劍霞『范成大研究』（台湾學生書局 1985 年）に至つては「是金氏藏本實兼存文集，不審顧氏何以祇取其詩，致令百卷鴻文歸於沈寂，傳鈔本亦絕迹於天壤，徒令後人嗟惜也」（p56）と慨嘆して已まない。しかし，『全集』一三〇巻本あるいは一三六巻本から「詩」の部分のみを抽出したために「詩集」と称したのは一応理解できるとしても，顧氏刻本『石湖居

士詩集』の底本にあった范莘「跋」はなぜ『石湖居士集』跋」と題されているのか、つまりなぜ『石湖集』ではなく、『石湖居士集』なのか、また顧本は『詩集』と題しながらなぜ「賦、楚辭」を収めているのか、さらになぜ「目次」には「詞」を記しているのか、疑問は多い。

顧本は「外附『賦、楚辭』一卷、『樂府』一卷。『賦』本在『詩』前，今附於『詩』後者，『集』以『詩』名，從其類也、「卷帙前後，悉依原本所編」というように、『詩集』に改編したものであり、そこで「賦、楚辭」一卷と「樂府」一卷を後に置いたらしいが、顧本は「目次」では卷34「賦、楚辭」の後を卷35「詞」に作っており、また卷1「詩」には「行路難」、「西江有單鶻行」等の「樂府」が収められている、つまり「樂府」一卷は卷35になく、卷35は「詞」になっている。顧本が「樂府」というのは「詞」の誤りではなかろうか。そこで「詞」があったということは、その拠った底本が「詩」のみではなかった、つまり『全集』であったことを想像させる。しかし顧本（愛汝堂本）の「目次」の「卷三十四」下には「嗣出」と小字の注記があるが、その次行に「賦六首、楚辭四首」とあって実際に卷35には「附」としてその作品を収めており、いっぽう「卷三十五」はその下に「嗣出」とあるのは前巻と同じであるが、次行に「詞」とあるのみでその下つまり首数部分が墨抹されており、かつ実際に卷35そのものが存在せず、作品は未収である。

その「詞」は先に触れた楊万里の子・楊長孺「石湖詞跋」にいう『石湖詞』、『直齋書錄解題』卷21「歌詞類」にいう「『石湖詞』一卷：范成大撰」であろう。本来は単行していたようである。たしかに南宋に『石湖詩』三四巻と『石湖詞』一卷があった。今日通行の『范石湖集』（1962年中華書局上海編輯，1981年上海古籍出版社重校）は卷34「賦、辭」までを顧本『石湖居士詩集』を底本とし、その後に清・鮑廷博『知不足齋叢書』第11集を底本（朱孝臧『彊邨叢書』本、『全宋詞』本で校勘）として『石湖詞』一卷、『石湖詞補遺』一卷（2巻計90首）を加えて顧本を補足している。劉克莊「詩話」（『後村先生大全集』卷180）には「石湖長短句」として詞を三闋引いており、その中で「南柯子」の後にある「又：春若有情春莫去，花如無恨花休落」の二句は『知不足齋』本には見えないから<sup>(58)</sup>、『知不足齋』本は『解題』にいう『石湖詞』一卷ではなかろう。ただし『全集』では『石湖詞』は一卷ではなかったかも知れない。楊長孺「石湖詞跋」に「『餘妍亭藁』二百十有二闋」というように『餘妍亭藁』でも200首以上におよぶ。顧本では「詩」の場合、50首から80首で一巻をなしているか

ら、「詞」は三、四巻あったのではなからうか。さらにいえば、『解題』が『集』とは別に著録する『石湖詞』一卷の「一」も「三」の誤字かも知れない。

顧氏が「詞」類を設けているのは底本が『全集』であったことを想像させ、それらを取めていないのは『集』以『詩』名、従其類也、つまり書名に『石湖居士詩集』というように詩集として編成したためであると一応の説明はつく。しかし、ではなぜ「賦、楚辭」を加える必要があるのか。『詩集』に改編するために「詩」類の後に置いたということであるが、そうならば「賦、楚辭」類も「詞」と同様の扱い、つまり削除してよい。文学作品を詩、文で二分する場合、「賦、楚辭」は詩ではなく文に属するとするのが中国の伝統的な分類法である。ちなみに「唐賢之文」の総集である北宋・姚鉉『唐文粹』（宝元二年 1039）には「賦」、「楚辭體」を取める。このような体裁は顧氏の改編ではなく、底本そのものに由来しているのではなからうか。

先に考察したように、宋元の間に『石湖居士文集』六冊三四巻本が流布していた。これは後に『石湖居士詩集』ともよばれた六冊三四巻本と同じ内容で、詩集であったと考えられる。たとえば『絳雲樓書目』に「楊秘書誠齋作序、龔編修芥隱校字」、『鐵琴銅劍樓藏書目錄』に「有楊萬里序、男莘跋。……巻末有“奉議郎樞密院編脩官兼實録院檢討官兼資善堂小學教授龔頤正校正”」、『知聖道齋讀書跋』に「以『賦、騷』爲首卷、接詩三十三卷而無文、或當時未編成、或後佚之。此猶舊鈔、有“李太僕”名印。“太僕”以字行、“姓”其本名也、景泰時人。今現行秀野草堂刻本少贊一首、以賦、騷爲末卷、冠以楊誠齋『全集序』、陸放翁『西征小集序』、餘俱同」という。「秀野草堂刻本」は顧氏刻本を指す。顧嗣協の弟・嗣立（1665-1722）、号は秀野草堂、兄弟で重訂。つまり『石湖居士文集』三四巻本は巻首に楊「集序」、陸「序」があり、「賦、騷」一卷が巻1、後の三三巻が「詩」であって「詞」は無かった。顧氏のいう底本と全く同じ編次と内容であり、しかも本来『西征小集』等の「序」であった陸游「『范待制詩集』序」まで附していた。陸「序」も『范待制詩集』というように「詩集」

(58) 孔凡礼『范成大著作輯存』の「詩詞」にも拾遺されていない。また彊邨叢書本を「最佳」として底本とする黄声儀『石湖詞研究及箋注』（台湾・国立師範大学碩士論文 1977年油印本）は石湖逸詞十首、逸句三句を録すが、それにも見えない。黄氏『石湖詞研究及箋注』（p 99）は『石湖詞補遺』が『古今圖書集成』に拠って輯録する「木蘭花慢」が劉克莊の詞であることを考証、張氏『范成大研究』は「考訂知不足齋所録此首非范成大所爲」（p 63）と評する。

の「序」であったためであろう。そうならばこの三四巻本こそ顧本『石湖居士詩集』の底本だったのではなからうか。顧氏が『詩集』に改編したというのも、底本にはもともと「詞」類はなく、しかし「賦、楚辭」類があったために「賦、楚辭」類を加えてその作品を収め、いっぽう「文」に対する「詩」韻文の『集』を編集するために「詞」類を「目次」に加えてはいるが、底本には実際にその作品がなかったためにそれを収録していないのである。顧本が「宋板」という底本は、あるいは宋版と断定できる根拠、たとえば避諱、版式上の特徴等があったのかも知れないが、宋元に『石湖居士文集』あるいは『石湖居士詩集』とよばれていた三四巻本であったと見做して間違いなからう。

そこで顧氏の「茲先刻其『詩集』」を振り返ってみれば、これは宋版一三〇巻本の中から「詩」類の巻のみを抽出したことをいうのではなく、もともと宋代に「賦、詩」類のみで単行していた『石湖居士文集』三四巻があって、その抄本を得たので、それを校訂改編して先ず『詩集』として刊刻するという意味ではなからうか。顧氏は金侃所藏本が宋版による抄本であるといっているが、宋版一三〇巻の足本であったとはいっておらず、宋版一三〇巻本の一部であったに過ぎない。たしかに宋元間の『石湖居士文集』三四巻本そのものが、『知聖道齋讀書跋』巻2にいう景泰(1450-1456)以前の「舊鈔」『石湖居士文集』三四巻が「冠以楊誠齋『全集序』、陸放翁『西征小集序』」の詩集であったように、また明・孫能伝『内閣藏書目録』著録の『石湖〔居士〕文集』が「楊萬里『序』、凡三十四巻」であったように、いずれも楊「集序」を備えた三四巻本であるから、『大全集』一三六巻の前三四巻を取って編成され、単行していたものであったと考えられ、このことは顧本三四巻と『日抄』との対応関係からも確認できる。ただし『全集』本の前三四巻がそのまま顧氏三四巻本の底本であったかどうかは疑わしい。顧氏は入手した宋版旧抄本を「較勘精密、可稱善本」というが、紀昀「提要」は顧本『石湖詩集』について「宋洪邁使金詩凡四首：其兩首在第八巻、列於『邁使還、以詩迓之』前、其兩首乃在第十巻、列於『何溥挽詞』之後。邁未嘗再使金、則送別之詩不應前後兩見。又『南徐道中』詩下註云：“以下赴金陵漕試作。”則是當在二巻之首、不應孤贅第一巻之末。或後人亦有所竄亂割併歟」といって懷疑しているように范成大自身の編次とは思えない箇所があり、また于氏『年譜』(p33)にも「『詩集』一卷、四巻、編次頗零亂」という。「提要」の指摘する「洪邁使金詩」四首、「南徐道中」詩の編次の問題はいずれも顧本だけでなく、金蘭館本についても言える。また本稿でも指摘したよ



うに『日抄』と顧本、金蘭館本との間にも不一致が見られる。ただし『日抄』自体の誤りもある。このような舛誤混乱は三四巻本が『全集』本から抽出されて再編された際に、更に多くはその後、三四巻本が伝抄されて行く間に生じたものであろう。

これを要するに、顧氏校訂『石湖居士詩集』三四巻の底本は、明抄宋本であったとしても『石湖居士文集』三四巻であって『全集』本ではない。また顧本は金蘭館本『石湖居士集』三四巻と極めて近い関係にある。それら三四巻本は『全集』本の巻1「賦、楚辭」と巻2から巻34までの「詩」に相当する。したがって三四巻本に附す范莘「跋」によってそれにいう「合詩文凡百有三十巻」が存在したことは証明できない。

### おわりに

最後に本稿で考察して来た所をまとめて表「南宋から清初における范成大『石湖集』の刊刻と著録」を示す。この中で最も興味深いのは『石湖居士文集』三四巻本の存在である。これは「賦、楚詞」一卷と「古律詩」三三巻から成る、

南宋から清初における范成大『石湖集』の刊刻と著録			
時	著録、刊刻	全集	詩集
南宋	周必大「神道碑」（慶元元年 1195） 楊「序」に『石湖先生大資參政范公文集』	『石湖集』 一三六巻	
	范莘「跋」（嘉泰三年 1203）壽樂堂刻本 （見弘治十六年金蘭館活字印本等）	「詩文」 一三〇〔六？〕巻	
	* 清・邵章『增訂四庫全書簡明目錄標注・續録』に「嘉定間（1208-1224）」（存疑）		『石湖詩集』 三四巻
	平江府学刻本 （紹定三年 1230～紹定末 1233？）	『石湖〔大全〕集』 〔一三六巻〕	
	陳振孫『直齋書録解題』 （淳祐六年 1246 以前，一に宝祐六年 1258）	『石湖〔大全〕集』 一三六巻	
	劉克莊（1187-1269）『後村先生大全集』 （『石湖大全集』の巻三四まで？）		『石湖詩』 三四巻
	馬端臨（1254？-1323）『文獻通考』 （『直齋書録解題』に拠る著録）	『石湖〔大全〕集』 一三六巻	
	* 清初・金侃所藏據宋版抄本 （見顧氏刻本『石湖居士詩集』識語）		『石湖居士集』 三四巻
	* 清初・錢謙益『絳雲樓書目』 （順治七年（1650）絳雲樓失火）		『石湖居士詩集』 六冊三三〔四？〕巻

南宋	* 清初・錢曾『述古堂藏書目』 (もと絳雲樓の藏書)		『石湖〔居士詩〕集』 三四卷
	* 清初・季振宜『季滄葦藏書目』〔宋元雜板書〕 (述古樓の宋刻重復を購入)		『石湖居士詩集』 六本三四卷
元	『宋史』藝文志(至正五年 1345) (他に『石湖別集』二九卷あり)	『石湖大全集』 一三六卷	『石湖居士文集』卷亡 (三四卷)
明	『永樂大典』(永樂五年 1407)	『石湖大全集』 〔一三六卷〕	
	楊士奇『文淵閣書目』(正統六年 1441)		『石湖居士文集』殘闕 一部六冊〔三四卷〕
	錢溥(1408-1488)『祕閣書目』		『石湖居士〔文〕集』 六〔冊三四卷〕
	葉盛(1420-1474)『菴竹堂書目』		『石湖居士文集』 六冊〔三四卷〕
	<b>李牲(1431-1493) 藏鈔本</b> (見清・彭元端『知聖道齋讀書跋』)		『石湖〔居士〕文集』 三四卷
	<b>吳寛(1435-1504) 手鈔本</b> (見清・瞿鏞『鐵琴銅劍樓藏書目錄』)		『石湖居士文集』 三四卷
	<b>金蘭館銅活字印本</b> 弘治十六年(1503)印行		『石湖居士集』 十冊三四卷
	焦竑『國史經籍志』(万曆三〇年 1602) (旧録に拠る)	『石湖〔大全〕集』 一三六卷	
	孫能伝『内閣藏書目錄』(万曆三三年 1605)		『石湖文集』 (存四冊二二卷)三四卷
	祁承燾『澹生堂藏書目』(万曆四一年 1613)		『石湖居士集』 八冊三四卷
	毛辰『汲古閣珍藏秘本書目』(明末清初) 「舊抄本」		『石湖居士詩集』 八本
	* 清・金檀『文瑞樓藏書目錄』(康熙中) (元明抄本?)		『石湖詩集』 三四卷
	* 清・孫星衍『孫氏祠堂書目』(嘉慶五年 1800) (元明抄本?)		『石湖詩集』 三四卷
	* 清・陳揆『稽瑞樓書目』(嘉慶中) (元明抄本?)		『石湖集』 四冊
	* 民国・傅增湘『藏園群書經眼録』 「明寫本」		『石湖居士文集』 三四卷
清	<b>黄昌衢藜照樓刻本(康熙二七年 1688)</b> (底本は『石湖居士集』三四卷旧抄本)		『范石湖詩集』 四冊二〇卷

清	顧嗣立等刻本（康熙二七年 1688） （底本は清初金侃所藏據宋版抄本）	『石湖居士詩集』 四冊三四卷
	紀昀「四庫全書總目提要」江蘇巡採進本 「顧氏嗣立等訂刻本」	『石湖詩集』 三四卷

いわゆる詩集であり、恐らく嘉泰三年（1203）（一に「二年」）原刻『石湖先生大資參政范公文集』一三六巻を覆刻した南宋・平江府学刻『石湖大全集』（あるいは『石湖居士大全集』）一三六巻本からその前部に編次されていた三四巻を抽出して詩集に仕立てた単行本である。この本は本来『……文集』と称されていたが、その内容が詩を中心としたものであったために後に『石湖居士詩集』と改名されて流布していった。清初の錢謙益、季振宜等が著録する『石湖居士詩集』が宋元のものであったのか、また書名も『詩集』であったかどうか疑問を残すが、清・顧嗣立等が校訂し覆刻した『石湖居士集』の底本は『大全集』ではなく、明抄本を『文集』と呼び、『石湖居士集』跋』とも称しているように、『石湖居士文集』ではなかったろうか。しかしその出現は早く、既に南宋に通行していたと思われる。

管見によれば『石湖居士文集』三四巻本の南宋本は今日に伝存していないようである。しかし幸いにもその系統に属している明抄本は現存する。北京図書館に所蔵する「彭元端校（翁同書批並跋）明抄本『石湖居士文集』三四巻（存二一卷：一四至三四）」は清・彭元瑞『知聖道齋讀書跋』が著録する李姓蔵本であり、同じく北京図書館に所蔵する「明・吳氏「叢書堂」抄本」は清・瞿鏞『鐵琴銅劍樓藏書目錄』が著録する吳寛手抄本であろう。これらは明の初期にあって今日通行の顧嗣立等校訂改編の『石湖居士詩集』よりも原書の形を伝えている可能性が高い。とりわけ吳寛本に楊万里「序」と范莘「跋」の他に巻末に「奉議郎樞密院編脩官兼實録院檢討官兼資善堂小學教授龔頤正校正」とあったというのは具体的な証左として極めて重要である。この他に弘治十六年（1503）金蘭館銅活字印本も現存しており、今その影印本（清・季振宜旧蔵本）が出版（2004年）されている。そこで今後の調査と対校等によって考証すべき、いくつか仮説を提示しておきたい。

まず、明代初期における『石湖大全集』一三六巻本の散佚後の『石湖居士文集』三四巻本の流布について。『石湖居士文集』三四巻の抄本を蔵していた李姓と吳寛は長洲（蘇州）の人であり、また明代初期の大蔵書家・葉盛の『蓀竹堂書目』にいう『石湖居士文集』六冊も三四巻本である可能性が高く、葉盛も

蘇州崑山県の人であった。つまり李姓(1431-1493)、呉寛(1435-1504)、葉盛(1420-1474)の三人は時と地が極めて近い。明代において四川、福建、江南等、各地で伝抄と出版が活況を呈している中、江南にあって、また江南が最も盛況であったとはいえ<sup>(59)</sup>、金陵、蘇州、常州、揚州、杭州、湖州、歙州等多くの地にあって、『石湖居士文集』三四巻本の流伝は、明の初期十五世紀に范成大的故郷蘇州に集中しているのはなぜか。葉盛の所蔵のそれは刻本でなくて抄本であろうが、いずれにしても自ら蒐集した蔵書であり、いっぽう呉寛の蔵本は呉寛自身の手抄本であって李姓蔵本も自己の手抄本の可能性がある。この蘇州三人の蔵本には深い関係があろう。たとえば同一本を借録したことが考えられる。時間的關係からいえば葉盛の蔵書が知られて呉寛、李姓に伝抄されたのではなかろうか。さらに金蘭館も蘇州にあった書坊であり<sup>(60)</sup>、その銅活字本『石湖居士集』は弘治十六年(1503)、つまり李姓等のやや後の印行である。『鐵琴銅劍樓藏書目錄』は金蘭館刻本『石湖居士文集』と呉寛所蔵の鈔本『石湖居士文集』の間は「有小異處」というが、しかし小異に過ぎないということは逆に基本的には同じ、極めて近いともいえる。時間的地理的關係を考えれば、金蘭館本が当地に伝わる『石湖居士文集』を底本にした可能性は十分考えられる。

次に、顧嗣立兄弟の校訂本との関係について。顧氏が金侃(1603?-1703)所蔵の宋版による抄本を底本にしたというが、金侃も呉寛等より二百年近く後の人であるが蘇州の人であって書画家、蔵書家として知られた。顧氏は校訂に当たって「明時曾已重刻，而流傳頗少。又有活板印本，殘闕甚多。今藏書家多有抄本，而訛舛異同，魯魚錯出」というから、金蘭館本を見ており、また蘇州に流伝していた『石湖居士文集』をも参考にしていることは十分考えられる。ちなみに顧氏も蘇州の人である。顧氏はそれらに舛誤が多いと批判するが、顧本にもなお多くの誤りがあることはすでに清の四庫館臣の指摘する所であり、本稿でも若干指摘した。また顧本には金蘭館本との関係が近く、共通する誤りがある一方、范莘「跋」や楊万里「序」に限っていえば顧本は校訂さえていな

(59) 葉樹声・余敏輝『明清江南私人刻書史略』(安徽大学出版社2000年)。

(60) 北京図書館編『中國版刻圖録』(文物出版社1961年増訂本)「目錄」の「石湖居士集」(p 97)に「疑崑山顧恂印本」といい、瞿冕良『中国古籍版刻辞典』(齊魯書社1999年)「金蘭館」(p 378)も顧恂の室名とする。なお、『明清江南私人刻書史略』(前掲書)は「蘇州華氏“金藍館”用銅活字印書…于弘治十六年擺印的『石湖居士集』三十四卷」(p 89)という。「藍」は「蘭」の誤字。「無錫華氏“金藍館」(p 87)と混同してはいないか。

いように思われる。范莘「跋」はわずかに計 147 字であるが、金蘭館本や『呉郡文粹續集』に所収のものと同本との間には「彌篤」・「架篤」（「架」は「彌」の異体字）や「我先人」・「吾先人」等の異同の他に「嘉泰二年」を「嘉泰三年」に作る異同があり、これは刊刻年に関わって重要である。これらは宋本が伝わっていないから確証を欠くが、宋本の現存する楊万里『誠齋集』<sup>(61)</sup> 卷 82 に収める『石湖先生大資參政范公文集』序と顧本が拠ったという宋本の楊『石湖居士集』序を対校すれば、書名の他にも顧本は「不可無序篇」を「不可以無序篇」，「囑」を「屬」，さらに「益國周公」を「益公周公」，「誠齋野客廬陵楊万里」を「誠齋野客楊萬里」に作る等々、誤訛脱缺が頗る多く、とても顧氏が自ら誇る「較勘精密，可稱善本」などというものではない。既にこのように舛誤の多いテキストであればその范莘「跋」にいう「百有三十卷」も十分疑い得る。仮に「跋」の「百有三十卷」と周必大「神道碑」の「一百三十六卷」のいずれかが誤りであるならば、「神道碑」以外に宋人で「一百三十六卷」に作るものが複数確認できる一方で「一百三十卷」に作るものは見当たらないから、「六」を衍字と考えるよりも「百有三十卷」に脱字「六」があると考えるべきであろう。

そこで顧氏刻本と同系統にしてその底本に近いものとして現存する呉寛本、李姓本を得てそれらと金蘭館本と、さらに顧氏本と対校してみる必要がある。そのことによって諸本の関係は明らかになり、また或いは原書に近い形に復元することも可能ではなからうか。なお、通行本『范石湖集』（1981年上海古籍出版社重校）は顧本を底本にして黄昌衢刻本二十巻を用いて校勘している。「附録一」の「石湖詩集校記」。今、北京図書館に『范石湖詩集』二〇巻「康熙二十七年（1688）黄昌衢蔡照樓刻本」四冊本（潘鍾瑞校補並跋）と六冊本（傅增湘校）を蔵す<sup>(62)</sup>。黄本は顧本と同年の刊刻である<sup>(63)</sup>。その底本も未詳であるが、葉景葵（1874-1949）『卷盦書跋』の「范石湖詩集」条に「辛巳（1941）夏，思簡樓文氏素松遺書散出<sup>(64)</sup>，有『石湖居士集』舊鈔本三十四卷，告者謂係顧依園原

(61) 嘉定元年（1208）楊長孺編定，端平元年（1234）羅茂良校正。四部叢刊初編所収。

(62) 『増訂四庫簡目標注』の顧本『石湖詩集』三十四巻の下に「附録：余（清・王懿榮）得翰林院官本『范石湖集』二十巻。康熙二十七年（1688）吉水李振裕刻」という。『中国文学家大辞典・清代卷』（中華書局1996年）「李振裕」（p 271）によれば李振裕（1641-1707）は江西吉水の人，字は維鏡，号は醒齋，康熙九年進士，『中国古籍版刻辞典』（前掲書）「香雪堂」（p 431）によれば李振裕の室名。同一人物に違いないが，いずれにも『范石湖集』刊刻の事は見えない。

本、取來對讀，知即黃氏據之本。刻本卷次既改，所空之字，半因避諱所闕。小注則原鈔往往脫落，非黃氏之咎。益信顧氏原本之佳」というのによれば、顧本と同じ『石湖居士集』三四卷本の抄本であったが脱落等不備が多かったらしい<sup>(65)</sup>。しかし「石湖詩集校記」によれば顧本と黄本との間には相当数の異同があり、しかも多くが「黄刻本作……，是」とされているから、必ずしも黄本が劣るものでもなかったことを想像せしめる。そこで黄本とも対校して現存する明抄本の関係を考える必要がある。

さらには顧氏刻本等の調査も必要であろう。今日の通行本は四部叢刊影印愛汝堂本であるが、上海商務印書館『四部叢刊書録』（民国十一年1922）『石湖居士詩集』三十四卷五冊：上海涵芬樓藏愛汝堂刊本」条には「莘、莛等『跋』謂：詩文凡百有三十卷。今已散佚。『居易録』謂：吳門顧迂客（顧嗣協の字）新刻本，從金亦陶寫校宋版本出。初印本三十三卷，三十四五兩卷『目』中均注“嗣出”，後印本有三十四卷，蓋後來補刻云」といい、四部叢刊刊行（1919年）の発起人の一人でもある葉景葵の『卷盒書跋』の「石湖居士詩集」条にも「辛亥（1911）秋，舉以賜余。……此本係後印，有修板之處，且板心下方“愛汝堂”三字，業已剗去」というのによれば、愛汝堂刊三四卷本は「補刻」「修板」「後印」本であるらしい。しかし王士禎『居易録』（文淵閣四庫全書本）卷1には「婺源黃昌衢刻宋『范石湖詩集』二十卷，中多闕文，吳郡門人顧嗣協迂客亦刻『石湖集』，摹刻宋板，最工，後村云“『石湖詩』三十四卷”，今顧刻卷數正合，卷4にも「門人顧嗣協迂客貽所刊『范石湖集』，有楊誠齋、陸放翁二序，凡「詩」三十三卷、「楚詞、古賦」一卷，合三十四卷。金侃亦陶寫校宋板本也<sup>(66)</sup>とあり、これは初印本であろう。また、『中国古籍善本書目・集部』（上海古籍出版社1996

(63) 葉景葵（顧廷龍編）『卷盒書跋』（不分卷）（『中国歴代書目題跋叢書・第2輯』上海古籍出版社2006年所収，p130）「范石湖詩集」（p130）に「鈔本卷一後有“婺江黃昌僑校字”一行，當即鈔書人姓名」（p131）という。「黃昌僑」は黃昌衢の兄弟か、或いは「僑」は「衢」の誤字か。

(64) 文素松（1890-1941），字は舟虛、岫舒，江西萍鄉の人，室名は思簡樓，黃埔軍校の教官，著に『寰宇訪碑録校勘記』、『漢熹平石經碑録』、『金石瓊録』等あり。

(65) また同書「石湖居士詩集」条に「今春（丙寅1926年）在杭州又購得婺源（今の江西省婺源縣）黃氏刊本二十卷，亦刊於康熙戊辰（二七年）。黃本校勘甚疏，譌缺處觸手皆是，因此本（愛汝堂本）詳校一過。但聞有黃本勝於此本，或可兩存者，亦校於此本之上」。

(66) 葉德輝『書林清話』卷10「明以來之鈔本」の「金孝章俊明，……俊明子亦陶侃」下にも「王士禎『居易録』：顧迂客貽所刊『范石湖集』，「詩」三十三卷，「楚詞、古賦」一卷，金侃亦陶寫校宋板本也」。

年)に録す『石湖居士詩集』七種はいずれも三四巻であり、「康熙二十七年顧氏依園(顧嗣協の号)刻本」(p.352)という、つまり初印本である。また、その七種中の一つに「葉景葵校並跋」本(上海図書館蔵)があるがこれは『卷盦書跋』にいう葉景葵旧蔵の「後印」本でなかろうか。葉景葵は抗日戦争期に蔵書を上海合衆図書館(上海図書館の前身)に寄贈している。初印本が三三巻本であったのならば補刻後印である三四巻本を「康熙二十七年顧氏依園刻本」というのは集首の識語「康熙戊辰(二七年)依園主人」に拠ったに過ぎないのではなかろうか。しかし現在、三三巻本の存在は知られていない。ただ故宮博物院(台湾)に『『范石湖詩集』三十三卷：朱絲欄精鈔本八冊』が蔵されている。抄本であるから顧氏初印本ではないが、三三巻本は存在している。これは「賦、楚辭」一卷を含まぬ「詩」のみの『集』であろう。錢謙益『絳雲樓書目』の記載に誤りがないとすれば、錢氏旧蔵の『石湖居士詩集』三三巻と関係がありはしないか。

(2007.8.30)